

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| | 浮貝 清司 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) コロナワクチン接種についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) ネーミングライツ（命名権）についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) 町政についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 認知症の方や家族への支援についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (5) 原油高騰に苦しむ住民等に支援をほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

全国的にコロナ感染者が減少してきております。まだ、発生者ゼロの状態が継続するという状況ではありませんが、緊急事態宣言は解除され、人流の抑制が少しずつ緩和されてきている状況にあります。

しかしながら、一地方の私達としては、いまだに発症の現象に対して解明がされない状況に、いまひとつ不安を拭えないのが実情であります。

そのような状況において、報道等でもありますとおり、3回目のワクチン接種について、またコロナ禍で迎えるびんぐし湯さん館の来年度20周年の節目についての一般質問を行いたいと思います。

1、コロナワクチン接種について。

イといたしまして、2回目の接種がほぼ終了段階となり、町の接種対象者の人数は何名だったのでしょうか。また、1回目、2回目の接種率はどのぐらいになったのでしょうか。

次に、65歳以上での1回目、2回目の接種率はどのぐらいになったのでしょうか。また、64歳以下については、12歳から19歳、20代、30代、40代、50代、60歳から64歳の区分で、1回目、2回目の接種率をお答えください。

次に、1回目、2回目の接種がほぼ終了に近づいておりますが、接種後の副反応等における体調不良についての報告等がありましたでしょうか。

この項目最後になりますが、テクノハートで行った職域接種についてお聞きいたします。

何社の企業が集まり、何名の接種が行われたのでしょうか。また、そのうち町内在住者は何名いらっしゃいましたか。

ロといたしまして、今後の接種について。町といたしまして3回目の接種はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目の質問としまして、坂城町のコロナワクチンの接種の状況についてとご質問がありました。私からは、全般的な内容についてお答えしまして、詳細につきましては、担当から答弁いたします。

町の新型コロナワクチン接種につきましては、国の示す接種順位に従い、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種を実施してまいりました。

当初は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされている高齢者の方への接種を迅速に進めるため、文化センター体育館での集団接種を基本として、町内の先生方に加え、鹿教湯病院さんに全面的にご協力をいただく中で、5月10日から接種を開始いたしました。

7月中旬からは、高齢者の追加接種と並行して、64歳以下の基礎疾患を有する方や保育士、教職員、消防団、高齢者施設等の従業者の方など、早期接種対象者への接種を行い、以降、随時対象年齢を拡大し、8月からは接種対象となる12歳以上の方全員を対象として実施してまいりました。

また8月からは、町内の先生方のご協力により、医療機関での個別接種も本格的に開始されたことで、かかりつけ医での接種が可能となり、さらに接種を受けていただきやすい体制が整う中、予約状況等を踏まえ、集団接種につきましては10月10日で終了といたしましたが、現在も引き続き、新たな年齢到達者などの個別接種を実施しているところであります。

全体の接種状況としましては、11月末までに接種対象者として、町が接種券を送付した人数は1万3,347人で、接種人数は、1回目が1万2,314人、2回目が1万2,197人となっております。

このうち、既に亡くなられた方や転出された方などを除き、対象となる12歳以上の人口に対する接種率は、11月末現在で1回目が90.9%、2回目が90.2%であります。

なお、年代別の接種状況につきましては、後ほど担当より答弁いたします。

次に、接種後の体調不良や副反応の報告があったかのご質問であります。ワクチン接種後の症状として、一般的に多く見られる接種部位の痛みや発熱といった状況の把握はできませんが、副反応につきましては、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかれた事例の報告が1件ございました。この方につきましては、一泊の入院となったものの、一過性の症状で、翌日には退院されたとのことでございます。

続きまして、テクノハート坂城協同組合における職域接種についてであります。職域接種につきましては、市町村の接種の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、企業や大学等において職域単位で接種を行ったものであります。

当町におきましては、職域接種の基準となる従業員が1千人以上の企業はないため、町内企業の支援機関であるテクノハート坂城協同組合が代表となり、ワクチン接種を希望する町内企業を取りまとめ、職域接種を実施いたしました。

職域接種の実施にあたりましては、各企業に行った意向調査の結果を基に、7月から4,500人分の接種を行うこととして国に申請いたしました。全国からの申請件数が想定件数を超えたことで、審査やワクチンの供給などに時間を要し、接種開始は9月7日からとなりました。

また、職域接種が遅れる中、各自治体でのワクチン接種が進み、職域接種による接種者は、最終的に、当初国に申請した件数の3割程度になってしまいました。上田市の医療法人光仁会川西医院様をはじめ、各企業の皆様にも受付事務や駐車場整理などにご協力いただき、約2か月間でスムーズに終了することができました。

職域接種の実績としましては、町内企業34社の従業員1,445人のワクチン接種を行い、そのうち約16%の231人が町内在住者となっております。

続きまして、ロ、今後の接種についてでございます。新型コロナワクチンについては、海外でのデータなどから、接種後、時間の経過とともにワクチンの効果が低下するとされており、2回目の接種を受けた方について、3回目の追加接種を実施することが国により決定されました。

3回目の接種につきましては、現時点においては2回目の接種完了から原則8か月以上を経過した方で、接種を希望される方に対し順次実施することとされております。12月からは、先行接種を受けた医療従事者等への3回目の接種が開始されております。

3回目の接種につきましては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類のワクチンの供給が予定され、いずれのワクチンでも接種が可能とされたことや、政府において8か月経過より前に接種を可能とする前倒し接種の対象拡大の動向があるなど、日々変わる国の方針への対応に苦慮をしている状況もございます。町民の皆様への接種につきましては、現状

では接種順の早い高齢者の方から、おおむね来年2月には2回目の接種完了後8か月が経過してまいりますので、順次接種に向けて、これまでと同様に、集団接種と個別接種を併用しながらの体制づくりについて、調整を行っているところであります。

なお、3回目の接種に必要となる接種券等につきましては、2回目接種から8か月以上経過という要件に該当される方へ順次お送りする予定としております。

また、来年6月頃から3回目の接種時期となる職域接種につきましては、主体となるテクノハート坂城協同組合において、町内企業の意向を確認しながら、進めていく予定としております。

町といたしましては、引き続き町民の方への速やかな接種を進めるとともに、職域接種におきましても医療機関、各団体や企業等と連携し、安心して就労していただける環境づくりの取り組みを支援してまいりたいと考えております。

保健センター所長（竹内さん） 1、コロナワクチン接種について、イ、町の接種と接種率についてのうち、私からは、年代別の接種人数と接種率についてお答えいたします。

なお、接種人数につきましては、現在の住民登録の有無に関わらず、実際にこれまでに接種を受けた方の数でお答えし、接種率につきましては、接種人数のうち、既に亡くなられたり転出等をされて、現在、住民登録のない方は除き、11月末日現在の住民基本台帳登録者に対する割合でお答えいたします。

また、年齢につきましては、今年度到達年齢で年齢の高いほうから申し上げますと、65歳以上は、1回目の接種人数は5,097人で接種率95.4%、2回目5,061人で接種率95%、60歳から64歳未満、1回目813人で接種率93%、2回目809人で接種率92.5%、50歳代、1回目1,712人で接種率91.5%、2回目1,701人で接種率91%、40歳代、1回目1,664人で接種率89.8%、2回目1,648人で接種率89%、30歳代、1回目1,072人で接種率83.5%、2回目1,059人で接種率82.6%、20歳代、1回目1,058人で接種率84.6%、2回目1,041人で接種率83.2%、12歳から19歳、1回目898人で接種率84.2%、2回目878人で接種率82.3%という状況でございます。

6番（大日向君） ただいま、町長、担当課長より答弁を受けました。

コロナワクチン接種について、今回を含め3回お伺いをしているわけですが、新たに12歳以上の接種対象者が加わり、町全体の状況は、比較的高い接種率ではないかなということが分かりました。

しかし、若年層の接種率が高齢者と比べた場合、ちょっと伸びなかったことが、ちょっと浮き彫りになったことも感じました。今後さらに低年齢層への接種が始まると発表されております。それに伴い、接種は義務ではないため、様々な観点から接種を見合わせる可能性があり、そのような対象者の人数が多くなるのではないかと予想されます。

また、教育現場でのワクチン接種における行事等の対応など、既に課題が山積しているのではないのでしょうか。報道では3回目の接種についても、早ければ来年早々、さっきご答弁にもありました実施されるとの情報も出てきております。2回目の接種を終え、ワクチン接種における実績がありますので、今後、ワクチン供給についての情報が入り次第、早急な対応が取れるよう、事前の準備を行っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2、びんぐし湯さん館についてです。

20周年を控え、コロナ禍の中、集客の減少が続いております。町の施設としては順調な経営をし続けることが望ましく、現在の状況をどのように捉えておられるのかお伺いしていきたいと思っております。

伊といたしまして、入館者数の推移と今後の支援についてです。

平成28年から令和2年の5年間における入館者数を年度単位でお答えください。また、そのうち、年に2回、振興公社発行の割引券利用の人数も、同じく平成28年から令和2年の5年間における年度単位でお答えください。

今定例会で持続化支援事業として、2,100万円を計上しています。今後、湯さん館の支援をどのように考えていくのでしょうか。

ロといたしまして、源泉調査工事とリニューアルについてです。

本年7月に源泉調査工事を行ったが、どのようなものであったか。また9月に緊急でポンプの入替え工事を行ったが、源泉とポンプの現状と今後の対応はどのように考えていらっしゃいますか。

次に、リニューアルについてお聞きいたします。

来年、湯さん館は20周年の節目となり、リニューアル工事を予定しているとお聞きしておりますが、その内容はどのようなものなのでしょうか。また、リニューアルにおける予算はどのぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

最後に、ハといたしまして、今後の施設運営についてです。

集客サービスをより高めていく必要があると考えるが、町としてはどのようにお考えになっていきますか。

以上、1回目の質問といたします。

企画政策課長（大井君） びんぐし湯さん館についてのご質問について、順次お答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として、平成14年にオープンし、令和4年には、記念すべき20周年を迎えることとなります。

びんぐし湯さん館は、泉質のよさもさることながら、眺望のよさや施設の使いやすさなどから、

町内外の多くの皆様にご利用いただいております。オープンから10年が経過した平成24年には大規模改修を行い、集客の増加を図ってまいりましたが、一昨年の台風19号に始まり、新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい経営が続いております。

ご質問の、過去5年の入館者数につきましては、平成28年度が26万3,912人、29年度が25万3,762人、30年度が25万3,933人、令和元年度が24万9,488人、令和2年度が15万8,232人でございました。

また、入館の際、通常550円をお支払いいただくところ、300円でご入館いただける町民優待割引券を利用した方は、平成28年度が2万7,558人、29年度が2万6,778人、30年度が2万5,513人、令和元年度が2万2,713人、2年度が1万2,524人でございます。

次に、今後の湯さん館の支援についてのご質問ですが、湯さん館は、新型コロナウイルスの影響により、入館や食事、宴会などその利用が大きく減少し、厳しい経営が昨年から続いております。

施設の指定管理者である町振興公社では、今年度も国の支援制度を活用しながら、人員配置の調整や経費の見直しに努めるとともに、食堂メニューのテイクアウトや、新メニューの開発、感染防止対策の徹底に加え、大広間へのテーブル席や電子決済の導入など、お客様のサービス向上に努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響の出る前の、令和元年4月から9月までの上半期の売上げと、今年度同時期の売上げとを比較すると、約4,200万円の減少となっており、そのおおよそ2分の1である2,100万円を持続化のための支援として、地方創生臨時交付金を財源として、今議会の補正予算案に計上させていただきました。

今後も、振興公社の創意工夫により営業努力を行うことを基本としつつ、安定した経営が継続できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、口、源泉調査工事とリニューアルについてのご質問でございますが、初めに、源泉井戸は、掘削、揚湯から20年以上が経過しており、井戸孔内の状況などを調査し、今後の対応などを検討するため、今年7月に調査工事を行ったところでございます。

水中カメラや各種センサーなどを挿入し、内部状況を点検した結果、経年による井戸内部のサビや湯あかなどの状況を確認いたしました。その後、9月議会会期中に、老朽化の進んでいた源泉井戸ポンプが故障したため、急遽9月15日から湯さん館を休館することといたしました。

しかしながら、施工業者の協力などにより短期間でポンプの交換工事を行うことができ、9月21日には営業を再開し、皆様への影響を最小限に抑えることができました。

また、今後の対応として、来年度は、源泉井戸内部のサビや湯あかななどを除去するメンテナンスを進めてまいりたいと考えております。

次に、来年度のリニューアルにつきましては、まずは心臓部ともいべき機械設備等の更新や、経年劣化による不具合箇所の修繕などを、源泉井戸のメンテナンスと併せて行い、安定した運営と安心してご利用いただける環境を整え、コロナが収束した際には、より多くのお客様にご利用いただけるよう、施設の魅力をより向上させる工事を実施してまいりたいと考えており、現在、設計業者と工事に係る費用や、工期について協議を進めております。

また、リニューアルに伴う予算については、これまで入湯税や町温泉施設の売上げなども含め積み立ててまいりました、びんぐし湯さん館施設整備等基金が、現在、約2億8千万円ございますので、この基金の範囲で源泉井戸のメンテナンスも含めたリニューアル工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、ハの施設運営についてのご質問でございますが、振興公社は、町民優待割引券の配布のほか、いい風呂の日として毎月26日の割引券の配布、JAFや消防団、子育て支援パスポートなど各種会員割引制度などを設け、季節の良質な野菜や果物を安価で提供し、社会情勢に合わせマスクや消毒液といった衛生用品の販売、また、食堂メニューのテイクアウトサービスや季節のメニューの提供など、お客様の満足度の向上と集客を図る取り組みを行っております。

町といたしましては、ただいま申しあげました各種サービスに加え、振興公社において従業員の接遇研修などの各種研修等を進めるとともに、町において施設など、より魅力を向上させるためのハード面の整備を行い、提供できるサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長より答弁いただきました。

やはり、コロナ禍により集客に影響が出ており、収入減が顕著になっていることが分かります。他市町村が運営している様々な施設においても、当町と同様に経営状況が厳しいというのが現状です。

既に昨年度、1回目の金銭的支援を行っており、今議会補正予算案としても議案が上がっております。そのような状況の中、一部の施設に多額の税の投入を行い続けることは、町の運営としても望ましい姿ではないと感じるところでもあります。

このコロナ禍の中、一経営としてみた場合、どのようにしていくことが、より町のためになるか、リニューアルを機に考えていくべきではないかと思えます。

そこでですが、ちょっと再質問を2点ほど行いたいと思えます。

先日、交換を行ったポンプについて、まずお聞きいたします。

ポンプ本体のメンテナンスについては、どのようになっているのでしょうか。また、1台のみ稼働させて運営しているが、点検時や突発的な故障が発生した場合、今回のように利用を楽しみに待っている方々に、また迷惑をおかけすることになるが、補助ポンプ等の導入の検討については、どのように考えているのでしょうか。

それと、年に2回発行される割引券について、現状の形態を維持し続ける必要があるのでは

うかということで、例えば広報の一部に割引券を印刷するスペースを設ければ、たくさんの町民の方の目にとまる頻度が上がるかもしれません。

また、それ以外にもやり方は様々であるのではないかと私は感じるところがありますが、ご見解はいかがでしょうか。

以上、再質問いたします。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、源泉井戸ポンプ本体の保守メンテナンスにつきましては、業者において年に2回、地上からの操作による点検を実施しているほか、振興公社職員が現地に出向き、設置されたセンサー等により湯量や水位の確認を毎週実施をしております。

続いて、補助ポンプの導入につきましては、温泉施設の安定した運営のために必要性を感じております。来年度実施予定の源泉井戸のメンテナンス実施後の源泉の水位の変化などを確認する中で、ポンプの性能等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、振興公社の発行している町民優待割引券につきましては、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化など住民福祉の向上のため、町といたしましても割引額の2分の1を、予算範囲内で補助をしているところでございます。

町民優待割引券は年間2回発行しておりますが、湯さん館が独自に行っている食堂の割引券と併せて、それぞれ5枚分をA4サイズの用紙に印刷して、広報の配布と併せて町民の皆様にお配りしておりますので、広報紙と同様に町民の皆様には御覧いただいているものと考えております。

町民の皆様からは、割引券の発行時期や使い方などお問合せをいただくことが一定程度あり、配布をお待ちいただいている方々が多数おいでになると感じております。

また広報紙は、毎月の出来事やお知らせなどを、限られたスペースで掲載しておりますので、1枚分の割引券のスペースを確保することも困難な場合もございます。

しかしながら、湯さん館を大勢の皆様にご利用いただくことは大変重要なことと考えておりますので、よりよい方法を研究してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より、再質問に対して答弁をいただきました。

ポンプの稼動に対して日常点検は行われているというののことですが、ポンプ自体を引き上げ、本体の点検することは費用面でも難しいことがあると思います。しかし、設備の一部であるため、日常点検以外にも点検項目を設け、定期的な消耗確認が必要なのではないでしょうか。

そのような点検の際に、本体の劣化に気づくこともできるかと思います。ぜひ長期的に円滑な稼動をさせるためにも、検討をお願いしたいと思います。

また、割引券についてもリニューアルを迎えるにあたり、従来のものとは違う形でアプローチが必要なのではないかと私は感じております。ふだん利用されない方にも興味を持っていただけ

るよう、考えていっていただきたいと思います。

以上で質問は終わりになりますが、今回、ワクチンと湯さん館についての質問を行いました、どちらもコロナという脅威に翻弄されている事柄であります。この先、どのような状況になるか不透明なため、たくさんの人の心配事であり、町の動きが注視されています。一部の担当情報のみで動くことはせず、広く横のつながりを活用し、早く正確な町の運営を望みます。

我々議員といたしましても、町の運営に尽力は惜しむものではありません。常に迅速な協力体制を取れるよう、情報の共有を図りながら、このコロナ禍をともに乗り越えたいと願います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、昨年、LGBT、性の多様性について触れた際、先週の土曜日になりますか、町民集会においても、そういった町民向けの研修、集会を町として開いていただいたこと、質問した一人として、町長はじめ町の担当者の皆様には感謝申し上げますし、より一層、そういった課題に対しても取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます、質問に移ります。

今回、ネーミングライツ、命名権について、またごみの不法投棄について、そして犯罪被害者支援条例についての3点に触れさせていただきますが、実は、そのネーミングライツについて質問するという事は、議員になった当初から質問しようと思っていました。

というのも、町内のある方から、こんなことを言われたのがきっかけです。村上の村上地区に住む人達にとって、大望橋、あの黄色い橋ですが、中学生は、ほぼというか全員、あの道を通って中学に通うわけです。

私に話を投げかけた方が、こんなことを言っていました。「あの辺を歩くたびに、中学生がいつも明るく元気よく挨拶をしてくれる。こんないい子達が町にいるんだということを実感すると、すごくうれしい気持ちになる。大望橋という正式名称はあるけれど、例えばあそこを挨拶橋とか、挨拶が元気になるという、何かそんな愛称、もしくはそういった言葉が入れられれば面白いのにな」ということが、今回のネーミングライツの質問に至るまでの経緯であります。

早速ですが、ネーミングライツ、命名権について、そんなことを先に話しまして、町の見解を、もろもろ伺っていききたいと思います。

先ほどからネーミングライツという言葉を私から横文字で申し上げさせていただいております

が、ネーミングライツは何かというと、ネーミングライツを導入している長野県の定義というか、県のホームページに書いてあることを参考にしますと、県や市町村、自治体が所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができる権利（命名権）ということになっております。

このネーミングライツについては、対象施設を特定し、ネーミングライツ、命名権を与えるそのパートナーを募集する施設特定型募集制度のほかに、企業側のニーズに合った貢献の在り方を提案いただく提案募集型募集制度があると書かれておりました。

ちなみに、県内でネーミングライツを活用している事例は、一つは、今、申し上げましたとおり長野県、これは長野県民文化会館、今、愛称はホクト文化ホールとなっております。そして、松本にあります長野県松本文化会館、こちらはキッセイ文化ホールとなっております。近くで言いますと、千曲市では更埴体育館、こちらはことぶきアリーナ千曲という形で、ほかにもう一つ、二つくらいあるんですが、などとなっております。

興味深いところで言いますと、昨年、長野市では歩道橋にもネーミングライツを活用したということが書かれておりました。恐らくですが、県内ではまだ事例がないということですが、県外においては、公衆トイレや公園は、公園はたしか長野県内に実例がありますが、公園にもネーミングライツが使われるという事例もあります。

ちなみに、ネーミングライツを活用するメリットは、企業側にとって企業ブランドのイメージの向上、地域住民の好感度の向上、そしてスポーツや文化、観光振興等に協力しているといったイメージの形成がある協働による新たな地域活性化の可能性の検討が上げられているということが書かれておりました。

県内では、まだまだ活用事例はそう多くはありませんが、町として、このネーミングライツ、こういった制度というか、こういったものを導入する、もしくは活用する考えはあるか、こちらを、このネーミングライツについての質問としまして、1回目の質問とさせていただきます。

企画政策課長（大井君） ネーミングライツについてのご質問にお答えをいたします。

ネーミングライツ・命名権は、命名権料を支払うことで、自治体が保有する施設等に、一定期間、企業名や商品名などの愛称をつけることができる権利・制度でございます。

制度の効果としては、命名権料を施設運営経費の財源として充てられるという自治体側のメリットだけでなく、命名する企業側からすると、広告宣伝効果のほか、地域住民に親しまれる公共施設に企業名がつけられることによる企業イメージの向上といった効果が見込まれるものでございます。

こういったネーミングライツの取り組みが見られるようになった初期には、テレビでスポーツ中継がされるような、都市圏の大規模スポーツ施設などの活用がされておりましたが、近年では、命名希望者側から、この施設にこういった名前をつけたいといった提案を起点とする提案募集型

の例も取り組まれており、企業の店舗付近にある歩道橋に当該店舗名がつけられた例や、公共のトイレでネーミングライツ活用など、様々な活用がなされております。

県内でも、県民文化会館にホクト文化ホールの愛称がつけられた例のほか、近隣市町村においても、新設された体育館にネーミングライツが導入された例などがございます。

反面、ネーミングライツの導入により、施設名称に企業名や商品名がつけられることで、施設の設置目的や場所の分かりやすさが失われることや、長年地域住民に愛された名称・呼び名が変わってしまうこと、場合によっては、数年で命名権者が変わり、名称が変更されてしまうことによる混乱など、デメリットも想定されるところでございます。

公共施設の長期的な維持管理における財政負担の軽減は重要な視点であり、また、企業等との共同によるまちづくりの推進といった観点からも、ネーミングライツ導入による、町・企業双方の有益性は考えられるところでもございますが、メリット・デメリットを照らし合わせた検討が必要であります。

また、施設の名称は、その施設が町民の皆さんから長く愛され、より良く活用されていくための大切な要素でもありますので、今後、他の自治体の導入事例などを見る中で、慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長よりネーミングライツについての答弁をいただきました。

確かに施設が新しくなる、もしくは新しく造られるものに対して、そういったネーミングライツ、要は愛称を募集するというのは、そのとおりでということはおも感じております。

また、先ほど私の質問の中に、デメリットの話を入れていなかったなと思いながら、すいません、ちょっとそこら辺は抜けておりましたが、課長からも担当課から話があったとおりで、長く親しんだ名前、それは正式名称で、それが愛称として別の名前になるということにおいて、愛着が失われたりだとか、あるいは混乱を生じるというのは、確かにそのとおりです。

ただ、今後において、今ではないかもしれませんが、町内の施設も様々な施設が改修改築、また新たに新築という形も、これから当然取られることと思います。そういったときにこのネーミングライツというの、メニューの一つとしては、これから考えていくというのは、私はあってもいいんじゃないかと思っております。

これ、ちょっと再質問を一個しようかと思ったんですけども、まだまだこれについては研究、私もまだまだその辺、研究の不足もあるため、ここについては再質問はいたしません、この質問についての、ちょっとまとめですけど、今、町内企業に様々な形で町への貢献がされているということは、もちろん私も重々承知はしております。

しかし、今、申し上げましたとおりで、これまででない形での貢献の仕方が、ネーミングライツにあるんじゃないかと思っております。

そして、ネーミングライツを活用したとしても、施設の名前そのもの、先ほど申し上げました

が、愛称がつけられるだけで正式名称は変わらないわけです。

今、申し上げたとおりですけど、度々になります、町内の様々な町所有の施設があります。愛称をつけるというのはもちろん、例えば通りの名前だったり、いろんなものがあったもいいんじゃないかなど。何度も申し上げますが、感じています。

今回取り上げたことで、この施設に名前をつけたい、つけてみたいという企業が現れるかもしれませんし、その期待を持って次の質問に移ります。

続いて、2としまして、ごみの不法投棄についてです。

イとしまして現状についてです。昨年のことですが、町内のある方から、町内のある沢筋に大量のごみが放置されているから見に来てほしいと、一緒に見てほしいということをおっしゃいました。そして見に行ったんですが、そこには冷蔵庫やマットレスなど様々なものが散乱し、その後、その現状を写真に収め、町へも報告し、現状を確認してもらいました。

しかしながら、その全てに関して、大きいものが確かに多くあり、大きいものもいくつかありましたし、数もものすごい数だったために回収が難しいということだったことを記憶しております。もちろん私が目にした場所以外にも、不法に投棄されているごみは複数あるということは、役場庁舎内でも聞いております。

まず1つ目、ここでの質問ですが、この状況、つまりは町の様々な場所にごみが放置されている状況に関して、町はどのように対応しているかということをお聞きいたします。

そして、ごみの中でも特に数が多いというものが、たばこの吸い殻です。これは他市町村でも調べればいくらかでも出てくるんですが、やはり数として、数量として一番多いのがこれだということなんです。

私自身も、日頃から交差点や駅前にて該当活動の傍ら、ごみ拾いもさせていただいております。その中でよく目にするのが、この吸い殻問題です。

これは、一つ一つ大きなものではありません。ですが、たった10分、あるいは30分程度の間に、1回で50本ほど、50個ほどのたばこの吸い殻を拾ったことがあります。

今回、ポイ捨てをする人の心理を調べてきました。これはいろんなところにも書かれておりますし、私もたばこを吸ったことはないんですが、何で捨てるんだろうと考えたときに、喫煙所の数が、まず減ってきている。そして車内、これは私も驚いたんですが、最近の車の中に灰皿がないと。装備されていないということも原因の一つではないかということも調べていて分かりました。

町には、現時点で町には、歩きたばこや路上喫煙を禁止するなどの規制はありません。しかしながら、たばこのポイ捨ては火事の原因にもなり、非常に危険であるというのは言うまでもありません。

このたばこポイ捨て問題と言っていいでしょうね。これに対しての町の対応についてお伺いし

ます。

そして、口としまして今後についてです。

私個人的な意見としまして、この小さなとか、規模の小さな坂城町において、歩きたばこや路上喫煙を禁止する条例の制定というところまでは望んでおりませんし、これは現実的ではないとは思っています。

しかし、そもそも、これ本当、調べていて当然だと思ったんですけど、たばこを含むごみのポイ捨てに関しては、まず1つ目に軽犯罪法違反にあたる。また、運転中のポイ捨てに関しては道路交通法違反になると。そして、河川にポイ捨てをした場合には河川法施行令違反に該当するということが書かれておりました。

しかも、ある自治体ではホームページにこれがしっかり記載されていて、やめてくださいというのを訴えている自治体もありました。

それで最後の質問ですが、この2番目についての最後の質問ですが、現在、ごみの不法投棄について、防災行政無線等を通じ注意喚起がされているわけですが、今後、こういった対応をしていくのかということをお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

住民環境課長（竹内君） ごみの不法投棄についてのご質問に、順次お答えいたします。

当町の不法投棄の状況でございますが、ペットボトルや弁当の空き箱などの可燃系の不法投棄につきましても、平成17年度は10.5トンの回収量でありましたが、年々減少し、昨年度は1.2トンの回収量となっております。

空き缶、瓶など不燃系の不法投棄につきましても、平成23年度の4.5トンピークに年々減少し、昨年度は0.6トンの回収量でありました。

粗大ごみに関しましても、依然、タイヤ、家電製品、プラスチックケースなど、様々なものが不法投棄される状況ではありますが、可燃ごみ、不燃ごみとも同様に年々減少している状況であります。

以前と比較して不法投棄の量については減少しているものの、町内各所における不法投棄件数は増加しており、不法投棄の多い場所としては、千曲川河川敷や山間地など、人目につきにくい場所が投棄されやすい傾向にあります。そのような場所は、発見しても回収が困難な場合が多く、対応に苦慮している状況であります。

不法投棄への対策といたしまして、町では、千曲川河川敷や道路など、公共用地の不法投棄の対策として、不法投棄防止パトロールをシルバー人材センターへ委託し、2名体制で年間約30日間実施しております。

また、県が委嘱した坂城町を担当区域とする長野県不法投棄監視連絡員1名により、定期的なパトロールと不法投棄に関する情報を町、警察等に通報するなどの任務に当たっていただいております。

町民の皆さんから町に不法投棄の通報があった場合には、不法投棄防止パトロールの際に回収、もしくは職員が現場に赴いて回収し、悪質な場合につきましては警察にも通報し、警察の巡回ルートにさせていただくなどの対応を行っております。

なお、町で回収できるのは、公共用地に不法投棄された場合に限られていることから、民有地に不法投棄された廃棄物については、廃棄物処理法により、所有者や占有者が土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないとされているため、行為者が特定できない場合には、土地の所有者、占有者が処理することとされております。

山間地が多い当町では、特に投棄場所が奥深くなると不法投棄物を発見できなかつたり、回収が困難であったり、民有地が入り組んでいたりと、その対応は一筋縄ではいかない状況であります。町民の皆さんからの不法投棄の相談に応じて、不法投棄防止看板を貸与し、不法投棄されやすい場所に設置をいただくなどして、防止を図っているところであります。

そのほか、まずは不法投棄されにくい環境を整えていただくよう、広報さかきや町ホームページで啓発するほか、ごみのポイ捨ても不法投棄と同じであることを、定期的に防災行線無線、すぐメール等で周知しているところであります。

また、たばこのポイ捨てにつきましては、平成20年以降、たばこのポイ捨てが原因と思われる野火火災が当町において4件発生しており、千曲坂城消防本部管内の過去5年間の出火原因でも、たばこが原因とされる火災が毎年数件発生しております。

町内では、いわゆる野火火災が非常に多く、平成20年以降、合計142件、野火火災に分類される火災は、計67件となっております。

また、今年2月に栃木県足利市で発生した大規模な林野火災は、たばこが原因であると推定され、たばこの火の不始末は、重大な事態を招く原因となることが懸念されます。

たばこのポイ捨てに関する現状の対策といたしまして、千曲坂城消防本部と連携し、防災行政無線による啓発を図るとともに、消防団が町内を巡回しての広報活動を毎月2回実施し、また、春・秋の火災予防週間にも実施しているほか、山火事防止の広報により、たばこのポイ捨てを原因とする火災予防に取り組んでおります。

次に、今後についてであります。不法投棄に関しましては、引き続き、不法投棄は犯罪であるということを広報するとともに、不法投棄防止パトロールの実施により、不法投棄されない環境づくりを進めていきたいと考えております。

なお、千曲川河川敷内につきましては、千曲川河川事務所において防止看板を設置しているところであり、今後も引き続き、必要に応じて河川事務所と対応を協議してまいりたいと考えております。

また、例年多くの方にご参加いただき、千曲川クリーンキャンペーンのような環境美化の取り組みは、ごみの回収とともに、町全体で不法投棄を防止しようという意識の醸成においても大変

重要なことと考えております。

そのほかにも、各自治区が実施するごみ拾いや枝払い、草刈りなどの環境美化活動に対して、町で補助を行っており、今年度も町内全ての区において実施いただく予定であります。

この事業は、美化意識の啓発にも、また、共助を支援する事業としても大変重要であると認識しているところであり、今後も引き続き、支援してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、不法投棄は犯罪です。町といたしましては、地域の皆さんとともに、不法投棄されない環境づくりを進めるため、引き続き、不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄防止看板の貸出しなど、環境美化活動を促進してまいります。

また、警察や県など関係機関と連携した対策を進めるとともに、たばこのポイ捨て防止につきましても、千曲坂城消防本部と連携し、防災行政無線、消防団の町内巡回による広報、山火事防止の広報などによる啓発により、たばこのポイ捨てを原因とする火災予防に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長からご答弁いただきました。そうですね、現状としてはほかの自治体もそうですし、なかなかこのポイ捨て問題というのは、イタチごっこだと思いますし、苦労している対応の一つだと私も認識しております。

いろんな自治体の実態を、ちょっと少し調べましたけれど、看板を設置する、または先ほど課長からもありましたとおり、私が言いましたとおり、条例の制定の話に行き着いちゃうんです。なかなか難しいということは承知の上で、この質問をさせていただきました。

そこで、ちょっと一点だけ、この点について再質問をさせていただきます。

先ほどパトロールを実施しているときに、もしごみがあった場合、連絡、町へ連絡があり回収をしていると。ただ、その回収ができるのは公共の土地、公有地とかそういうところのみということで、私有地に関しては、所有者、占有者に連絡をするということに、今現時点になってしまうんですね。

これは、ちょっと分かればいいんですけど、この私有地に関して連絡して、これまでデータみたいな話になっちゃうのであれですけど、連絡をしたけれど拒まれた。もしくは拒否された。同じ意味かもしれませんが、連絡をした際に苦労した事案があれば、分かる限りでいいのでお聞きしたいんです。

というのは、今、課長の答弁にもあったとおり、私有地はそうやって所有者、占有者に言うしかないということですけど、やっぱりそういう状況であるならば、やっぱりそこは所有者さんにしっかりと対処していただかなければいけない。もちろん自分の意図しない形で放置されたという返答があるのは承知しています。しかしながら、やっぱり所有者の責任として、もし、そういう反論というか、もっと、やんわりとした言い方をすれば相談があった際には、しっかりと、最悪、裁判を起こしてもいいんじゃないかなど。過激な言葉ではありますが、それぐらいのことを、

やっぱりしなきゃいけないと思います。

要するに、そういうことまで、やっぱり所有者さんも真摯に対応してほしいという、私の願いもあるので、再三になりますが、所有者に連絡して拒まれた、もし苦勞した事案があれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

お願いします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

ただいま、不法投棄され占有者のほうから拒まれたりというような案件があるかというご質問でございますが、町としましては、具体的な事例として、特に拒まれたという事例はお聞きはしていない状況でございますが、やはり一番困るのは、特に山間地などは所有者が特定できないといえますか、境界等の問題もありまして、所有者を確認するんですけれども、そこが所有者であるか場所の確定ができないこと、また、連絡しようと思っても、やはり、もう名義が変わってしまったとか、いろいろな関係で連絡が取れないという、このような事例がございますので、そういったことにつきましては、その都度、適切な対応を取らせていただいているという状況でございます。

3番（山城君） 再質問の答弁をいただきました。そうなんですよね。だから捨てちゃいけないんです。この議場で言うことではないんですけど、だから捨てちゃいけないんです。

当たり前のことを、ここで私が言わなければいけないというのが、ちょっと、いささか悲しくもなるんですけど、頭のところにも書いてきたんですけど、ごみの不法投棄について、なかなか簡単に解決しないのが実情だと思っています。今も申し上げましたが。だからこそ、できることは、やはり広報啓発だと思っています。それは、今、課長の答弁のとおりなんです。

ごみのポイ捨ては、言うまでもなく環境問題に直結するわけです。長野県には海がありません。でも、川があります。小さな川、大きな川。雨や風によって、ごみは川へ行き、海へと流れつくかもしれません、一部は。その意味では、最近いろんなところで、私にとっては、もう既に耳がタコですが、SDGsの話聞きます。その目標14に、海の豊かさを守ろうという言葉があります。

ここで注目する、その海洋ごみ問題にたどりつくわけですけど、その意味でも、SDGsというワードを使いながら、地道に広報啓発活動をしていくように求めます。

海はないけれど、川はあるんだと。そこにごみが流れつくかもしれない。流れついていっているものはあるんだという形での広報も必要なのではないかと思っています。

そして、何よりたばこのポイ捨てを今回取り上げたのは、私も微力ながら消防団員の一人として活動させていただいております。今、課長からもありましたとおり、消防団、一昨年台風災害もそうでした。また、日頃の火災予防運動にも熱心に取り組んでいて、火事がないかどうか、常に気を張っているということも、同じ団員からもお聞きしました。

そんな、そんなと言ったら語弊がありますね。その、たった、たばこのポイ捨てで火事になりました。何かが燃えました。大事なものや人を失いましたなんてなったら、目も当てられないわけです。

そういう観点からも、広報啓発活動に尽きると、私も、ちょっといささか、ちょっと強烈的な言い方をしますが、それはしっかりと、改めてしていただきたいと思います。

そして、ちなみに最近ですけれど、私だけなんでしょうか。携帯灰皿を使っている人がいないように感じます。歩きたばこの禁止の条例ができた当初、私、大学生でしたけど、結構、携帯灰皿持って、しっかり吸った後、そこにごみを入れているという方を見ましたが、たばこを吸っている人で灰皿を持っている人って、いないんです。

そういうことから、町として携帯灰皿を使えなんてことは広報できないと思いますけれど、そういったところからも吸う人の責任、もちろん嗜好の問題ですので、そこまで立ち入るべきではないかもしれませんが、しっかりとそういう喫煙する以上は、吸い殻を所定の場所に捨てていただきたい、しっかりと管理をしていただきたいということを願うわけです。

いずれにしても、ごみがあるところに人はごみを捨てていくわけで、ごみが捨てられない環境づくり、さらに住みよい坂城町、きれいな町・坂城というのを目指す、目指していてもらいたいということをお願いいたしまして、最後の3番の犯罪被害者支援条例についてに移ります。

この項目ですが、1点のみです。イとしまして、広報啓発についてです。

犯罪被害者支援条例の制定から1年が経過いたしました。昨年、町内での事件以降、条例に該当する事件は起きておりません。しかしながら、条例を制定して終わりではなく、条例を制定した以上、より深く条例について理解する場が、私は必要ではないかと感じております。

約1か月半前の10月になりますが、長野県弁護士会主催の県内市町村での犯罪被害者等支援条例の制定を目指そうという趣旨のシンポジウムが開催されました。そのシンポジウムには、オンラインで参加をしたわけですが、残念ながら所要のため、冒頭の30分しか視聴ができませんでした。

しかし、一緒に視聴していた母が、最後まで、そのシンポジウムは見ていたわけです。後で、間接的ではありますが、シンポジウムの内容や感想を母から聞きました。

なお、先日の11月25日から12月1日までの間は、犯罪被害者支援週間でした。そのポスターも役場庁舎内に掲示されていたと記憶しております。この条例、犯罪被害者支援条例です。町の条例です。町の条例の9条には、広報・啓発という項目がありますが、町の犯罪被害者支援の広報・啓発の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、3番目の質問としまして、犯罪被害者支援条例について、特に広報・啓発についてというご質問をいただきました。

今、お話ありましたけれども、昨年5月、悲惨な痛ましい事件が起きて1年半になりました。

私は、個人的にこの犯罪被害者等支援条例についての必要性というのを前から考えておりまして、それなりに研究もしておりました。

たまたま、坂城町・千曲市を管轄する当時の警察署長さんも非常に大きな関心を持っておられまして、その署長さんと私で打合せをしようという予定の日にちの1週間前に事件が起きてしまいました。ざんきの念に堪えないと、痛恨な事件が起きてしまったなというふうに思いました。

その事件が発生しまして、じゃあ坂城町としてどういうご支援ができるのかなということを考えてみた場合に、その根拠となる条例が決まっていない。また、なおかつほとんどの都道府県で制定されている県の条例も制定されていないという状況でありました。

これは、一刻も早く、坂城町独自の条例をつくらなきゃいけないなということを思いまして、5月10日の事件発生後、坂城町議会の皆様にもご相談しまして、その4か月後の9月議会で、坂城町独自の条例を制定させていただいたということでございます。

本条例は、被害に遭われた方などが、再び平穏な生活を営むことができるよう、相談や情報の提供、あるいは見舞金について規定を定め、被害に遭われた方の名誉や生活の平穏を害することがないように、また二次的被害の防止に配慮して住居の安定を支援し、広報及び啓発を行うことを基本としております。

また、犯罪被害者の皆さんが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを基本理念として制定いたしました。

ご質問の、本条例で定めております広報啓発につきましては、犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者を支える地域社会の実現を図るために、町ホームページや広報誌で条例の制定について、周知を行っているところであります。

また、町では犯罪被害者の方を含めた各種の人権啓発を実施しております。人権週間の期間中には、坂城駅及びテクノさかき駅で、人権擁護委員さんをはじめ関係団体と連携して、街頭啓発活動を実施しております。先日、私も参加して実施してまいりました。

また、毎年12月には人権問題について理解を深め、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催する中で、人権尊重思想の普及高揚を図っております。

加えまして、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権同和教育研修会や、企業内人権同和教育推進員研修講座を開催し、企業を対象とした人権啓発を行い、今年は犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っております。

企業内人権同和教育推進の研修講座では、必ず私は冒頭に開校のご挨拶を申し上げて、終了では修了証書を一人ずつお渡しするというのを、ずっと続けております。町といたしましては不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、犯罪被害者の方々への理解を深めていただくため、関係機関・団体等と連絡を図りながら、引き続き、町のホームページや広報誌で啓発を行ってま

います。

また、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会等で、さらに犯罪被害者の方などの人権啓発の講演についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（山城君） 今、町長からすごく熱い思いが伝わってきて、改めてこの質問を、ひとまずしてよかったなと思っています。

町長のこの条例に対しての思いというものは、昨年の条例制定のときにも感じておりました。今日改めて、それを再度確認、再確認できたわけです。

啓発についても、人権週間に合わせての街頭での啓発だとか、企業向けの人権の関係で、企業でも本年度、令和3年度、2021年度に実施したということもお聞きできたことは、すごく前向きな答弁だったなと思っています。

しかしながら、やはり、これは言わなければいけませんね。事件は地域で起きているわけです。それが現実起きたわけです。だからこそ、これ、ある方から言われたんですけど、例えば各地区の区長さん並びに民生委員さん、またはそういう地域で主になって町の様々な活動に取り組んでいらっしゃる団体さん向けに、やはりそれだけで講演とか、何か研修を設けるとは言わないんですけど、そういったテーマの話を、やっぱりこれから取り入れていくべきなんじゃないかなと。

町長からも、先日あった人権集会、町民集会の活用というのは、すごく前向きなんですけれど、小さなところ、小さなというのは、エリアが小さなところからも、しっかりと、さっきの企業じゃないですけど、やっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

そこで、一点だけ再質問になりますが、今、話をしたように区長会や民生委員さん等々のそういったところでの研修のお考えはどうかということを再質問させていただきます。お願いします。

企画政策課長（大井君） 啓発についての再質問にお答えをいたします。

町といたしましては、ただいまご質問いただいております犯罪被害者に関する人権の啓発もございまして、議員も先ほどおっしゃられておりましたけれども、今年の豊かな心を育む町民集会においては、LGBTQの人権のお話もさせていただき、研修もさせていただきました。そのほかにも部落解放の人権ですとか、最近ではコロナの感染による人種差別ですとか人権の問題とか、様々な人権問題がございます。

そういったものを、それぞれ人権を尊重するための研修というのは、機会を捉えて開催していくことが必要であるというふうには考えておりますけれども、やはり、こういったテーマを持って開催しておりますのは、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会、そういったものが一番適切な部分ではなかろうかと考えております。

そのほかにも区長会等、機会を捉えて、タイミングが合えば研修を行ってまいりたいと思いま

すけれども、先ほど町長の答弁にも申しあげましたけれども、この町民集会等で、この犯罪被害者の人権についての研修というものも、今後検討してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長から、再質問に対するご答弁をいただきました。やはり、さっき、先ほど言いましたが、事件が地域で起きているという現状は、やっぱり隠せないですし、それが現実だというのは、思うわけです。

つい先日というか、しばらく前にはなりますが、長野県議会議員さんのご家族も犯罪被害に遭うという事象が発生し、これもまた、県議会でも議論がなされている最中にそういうことがあつてと、簡単には言いませんけれど、自分事として捉えたときに、物事が進むんです。他人事、ひと事のときって、進みません。残念ですけど。だからこそ、地域という言葉を私は強く、今、申し上げたわけです。

今、課長から、今後検討していくという答弁があったので、その期待、それに期待をするわけであります。また、なかなかその犯罪被害という観点から、子ども達向け、教育機関向けの研修というのは考えにくいということもあるかもしれません。しかしながら、私も議員になる前までは、長野県人権教育派遣講師として犯罪被害に遭われた方と一緒に講演をしていたことがありました。その方も、ご遺族、ご家族として、今も講演をなされていると聞いております。

つまりは、子ども達向けにもそういった話を聞くというのは、決して難しい話ではないと感じております。なので、今回は犯罪被害に関して企画政策課に対しての質問になりましたが、教育機関に向けても、そういったことを検討していただく、いわゆる犯罪被害も、いつ遭うか分からないというか、いつ誰もが当事者になり得るという可能性があるということは、あるんじゃないかと、これ、個人的に思っております。

今回の一般質問の最後のまとめになりますが、先日、県議会においても、ここ千曲市・埴科郡選出の荒井県議、また竹内県議におかれましても、県議会において一般質問の中で犯罪被害者、これは県の条例ですが、に触れられました。

県の動向というのがもちろん坂城町としても気になるわけではあります。条例制定を町としてですが、先に制定した坂城町としても、その県との連携はこれからもしっかりと進めていただきたいと思っております。

そしてちなみにですが、あさって12月10日、これは長野県犯罪被害者支援連絡協議会並びに長野県警、そして認定NPO法人長野県犯罪被害者支援センターの共催で、犯罪被害者講演会も開催予定ということです。

今、先ほども申しあげましたが、現在、県でも犯罪被害者支援条例の制定に向けて議論がなされ、条例に関するパブリックコメントの募集もされております。

最後になりますが、私達は、いつ犯罪被害に遭うか分かりません。また、その一方で、SNSを含めたインターネットが普及した現在、知らぬ間に犯罪加害者になっている可能性もあるとい

うことは、この、今、町に住む、そしてこの地域に住む、この世の中に住む私達を感じなければいけないのではないかと考えています。

その意味では、犯罪被害者同様、私達は犯罪加害者にもいつでもなり得る、なる可能性があるということも十分認識し、日々行動、活動しなければならないのではないかとこのことを最後に、ちょっと熱くなりましたが、申し上げさせていただきまして、私の一般質問とさせていただきます。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、町政について。

今年度、令和3年度は第6次長期総合計画がスタートし、併せて第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設個別施設計画など16もの多くの計画が一斉に策定され動き出しました。

また、明年度、令和4年度は、山村町政3期目の締めくくりを迎える節目の年になります。

そこで、これから今年度、そして迎える明年度の町政について伺います。

イ、令和3年度の進捗状況は。

3年度も町側では新型コロナ対策に尽力されてきましたが、ここに来て第5波が収束に向かいつつあります。

しかし、ヨーロッパや韓国では新たにコロナ患者が急増しており、我が国も第6波を想定した対策、対応が急がれています。ここに来て新たな変異型オミクロン型の流入が追い打ちをかけています。

コロナ対策には気が抜けない毎日であり、コロナとの共生の行政が続いています。こうしたコロナの発生で、町政も本来の動きができないもどかしさがうかがわれます中で、本年度の町政がコロナの影響をどのように受け止めているのか初めにお聞きをいたします。

総合計画や総合戦略などの計画には、SDGsの達成とデジタル革命の取り組みをこれからの時代に必要不可欠な視点と見て、この2つを共通テーマと位置づけています。これまでSDGsとデジタル革命に向けた取り組みは、どのように進められてきたのか状況をお聞きをいたします。

総合計画基本計画に定めた施策を推進するための具体的な事務事業をまとめた実施計画には、3年度、170余りの事務事業に43億2,700万円に及ぶ事業費が盛り込まれています。これらの事務事業は現在順調に推進されていますでしょうか、遅れているものがありますでしょうか。あれば、その原因をお聞きをいたします。

財政面では、コロナ対策やコロナに起因する各種の対策を施す中で、金額が大きく膨らみつつあります。国と地方合わせた長期債務残高は1, 200兆円を超え、国内総生産GDPの約2.2倍になり、既に火の車状態と報道されています。

本町の起債借入残高は、一般会計で臨時財政対策債を含めて平成30年度63億円台から令和2年度64億円台になり、そこに下水道特別会計が平成30年度51億円台から令和2年度には55億円台にのし上がっています。今年度の起債借入状況はどんなでしょうか、これからの償還方法などはどう推移するのでしょうか。

また、償還のピークはいつ頃になるのでしょうか。

町の財政面では、決算ベースで令和元年度68億円が、2年度89億円、そして今年度、3年度は9月時点の5号補正で既に72億円台に達しています。歳入歳出ともに多くのお金が動きますが、自治法第170条により、その会計事務をつかさどるのが会計管理者です。

法第235条の4では、歳計現金は最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないとうたわれています。会計管理者は日々の収支を厳しくチェックし、綿密な収支計画を立てることや公金を振り込む場合のコストカット、情報漏えい防止など安全で効率のよい管理や運営をすることが求められますが、具体的にどのようなようになされているのでしょうか。

また、管理方法には、預貯金のほかにも様々な運用方法もありますが、どう運用されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

ロ、令和4年度に向けて。

令和4年度の各課等の予算要求は今月、この12月に締め切れ、年が明けると予算編成作業が始まります。その予算編成に併せて4年度の事務事業の計画も固められてくることになると思います。

今の時点では既に4年度への方向づけは検討されているものと思われます。その方向づけの状況と焦点をどこに当てるのか、当てようとしているのかお聞きをします。

また、4年度の主要事業、重点事業はどのようにお考えなのかも併せて伺います。

実施計画では、4年度の総事業費は59億1千万円余の額が示され、その事業費ペースで見ると、第3章技術と魅力が集うものづくりのまちに最高額の18億4,600万円が盛り込まれています。

内訳を見ますと、工業団地造成事業に最大の8億5千万円が充てられています。工業団地造成事業は、3年度、A09号線道路改良や造成が進みつつありますが、終結する4年度の事業内容をお聞きをいたします。

最後に、明4年度は山村町政3期目の締めくくりを迎える中で、その3期目の締めくくりの施策をどのようにまとめようとしているのか、お尋ねをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番目の町政についてということで、イ、ロとご質

間がありました。私からは、ロの令和4年度に向けてを中心にお答えしまして、その他の事項につきましては、ご指名のありました会計管理者並びに担当課長からそれぞれ答弁させます。

初めに、令和4年度の予算編成の方向づけにつきましては、今年度からスタートしました町の最上位計画であります第6次長期総合計画において掲げる町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を町政運営の基軸として、予算編成に当たっては、町の将来像を実現するための主要課題への取り組みとして、総合計画に掲げている6つの基本目標の達成に向けた事業の実施に取り組んでいくこととしております。

また、同じく今年度からスタートしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI達成に向けた施策について焦点を置き、全ての施策の共通テーマである誰一人取り残さない町の実現を目指した「SDGSの推進」と先端技術を活用したスマートタウンの実現を目指した「デジタル変革への取組」を意識した施策の展開を図ってまいります。

これらを踏まえた令和4年度の主要事業、重点事業といたしましては、総合戦略において重点プロジェクトとして位置づけている3つのプロジェクトのほか、公共施設個別施設計画等の計画に位置づけられた事業を中心に進めてまいりたいと考えております。

重点プロジェクトに位置づけられる主な事業を申し上げますと、気候変動を抑制するとともに災害に強い町を実現するための取り組みとして、公共施設への再生可能エネルギー導入と併せた蓄電設備の導入を、村上小学校、坂城小学校に続き、南条小学校への設置を目指すほか、新たな工業団地の造成を核にした就業者の確保の取り組みとして工業団地の分譲を進め、併せて企業説明会やインターンシップへの取り組みとU・I・Jターン移住者へ支援し、就業者の確保を図ってまいります。

また、施策が相互に関連する子育て、教育、福祉の施策の充実を目指す取り組みとしましては、小中学校において整備が完了したタブレット端末をはじめとしたICT機器を活用した教育をさらに進めてまいりたいと思っております。

そのほか、公共施設個別施設計画に位置づけられている町体育館の耐震補強・大規模改修工事や開館から20年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事などのほか、循環バスを補完する新たな交通網として準備を進めておりますデマンド交通事業やA01号線等道路改良事業、昭和橋や役場前の64号橋等の橋梁修繕事業などの基盤整備につきましても継続して実施してまいりたいと考えております。

来年度は、今年度スタートした第6次長期総合計画をはじめとした様々な計画が目指す姿や目標を実現するための具体的な取り組みを事業に反映し、将来につなげる大変重要な年と考えるところであります。新型コロナへの対応や経済情勢の先行きなど不透明な要素もありますが、将来に向けた「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、メリハリある積極的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 町政についてのイ、令和3年度の進捗状況はについて順次お答えをいたします。

初めに、本年度の町政へのコロナの影響についてでございますが、今年度は4月に長野圏域に新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発出され、その後もたびたび感染の拡大とともに警報の発出や感染症対策の要請が県からなされるなど、常に感染症対策に意識を向け町政を進めてまいりました。

今年度、事業といたしましては、ばら祭りや坂城どんどんをはじめとする人が多く集まる行事や海外への研修など、リアルな体験を要する事業については中止をせざるを得ないものもございました。

その一方で、昨年度策定した第6次長期総合計画及び実施計画には、既に感染症対策などを取り入れており、今年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種を関係機関のご協力や町民や事業所の皆様のご理解を得ながら、順調に進めております。

また、密を避けるため、人を集めた会議などができない状況において、オンラインを活用した会議やイベント、情報発信など様々な工夫を凝らし、支障なく実施した事業もございます。

このような経験は、コロナ禍における厳しい経験ではありますが、今後の町政の推進に活きるものと受け止めております。

次に、SDGsの達成とデジタル変革への取り組みの状況でございますが、ご案内のとおり、これらは長期総合計画など昨年度策定した町の全ての計画に共通テーマとして位置づけているのでございます。

それぞれの計画の中では、例えば、坂城小学校への太陽光発電設備整備であれば、ゴールの7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や、13番「気候変動に具体的な対策を」の達成を目指し、発電効率やCO₂削減に留意した設備導入に努めるなど、個別の事業についてSDGsのどのゴールの達成を目指しているかを結びつけ、そのゴールの達成を念頭に置いた事業の実施にあたっております。

また、デジタル変革に向けた取り組みといたしましては、デジタル変革に関する職員提案を募集し、今年度は提案内容についての検討を進めてまいりました。

そうした提案の中から、町に対してインターネットを通じて申請を行う電子申請の拡充やデジタルスタンプラリー、オンラインイベントなど今年度実施されたものもございます。

今後も、利用者の利便性の向上や行政の効率化を図るため、デジタル変革への検討を進めてまいります。

次に、昨年度策定した実施計画に盛り込まれた事務事業の状況でございますが、ばら祭りや坂城どんどん、学生の海外派遣研修など、感染症対策のため中止とした事業もございましたが、南条産業団地造成工事やA09号線道路改良工事、小・中学校特別教室等への空調設備設置工事、坂城

小学校体育館への太陽光発電及び蓄電設備の整備など、大きな工事事業について順調に進められております。

このことは、先日の定期事務監査報告においても、「一部に新型コロナウイルス感染症による影響が見られるものの、町全体の事業としては感染症対策を講じながら積極的な取り組みが進められている」とご報告いただいたところでございます。

今年度も残すところ4か月を切ってまいりましたが、残りの期間におきましても、各工事事業を鋭意推進してまいります。

総務課長（臼井君） 私からは、伊の令和3年度の進捗状況はのご質問のうち、起債の借入状況等についてお答えをいたします。

起債は、地方公共団体が必要な財源を調達するための手段として債権の発行や借入れなど行うものであり、町ではこれまで借入れによって財源の調達を行っております。

借入が可能な事業につきましては、公共施設の建設事業費や災害復旧に要する経費など、地方財政法等で定められており、財政収支の年度間調整や、世代間の負担の公平性といった観点と共に、健全な財政運営とのバランスを考慮する中で借入れを行ってきております。

また、多くの地方債にはその償還にあたり、地方公共団体の財政負担の軽減措置として、元利償還金の一定割合が普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額に加算されることにより、普通交付税に反映される措置が講じられており、措置率の高い地方債の活用に向けて努めてきているところであります。

今年度の起債の状況でありますけれども、一般会計におきましては、普通交付税の代替分として借り入れる臨時財政対策債が占める割合が大変高くなってきており、4億778万6千円の借入れを見込んでおります。

臨時財政対策債につきましては、借入額の全額が後年度の普通交付税の算定に係る基準財政需要額に算入される大変有利な起債であり、国から示される限度額について借入れを行ってきております。

そのほか、道路改良事業や橋梁修繕事業、消防ポンプ自動車更新事業などの財源として3億830万円、前年度からの繰越事業に係る財源として4,200万円を含めて合計で7億5,808万6千円の借入れを予定しているところであります。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道施設の建設費や千曲川流域下水道上流処理区の建設費負担金などに係る財源として2億3,560万円、前年度からの繰越事業に係る財源として1億9,030万円を合わせた4億2,590万円を借り入れる計画としております。

続いて、今後の動向といった部分であります。これまで一般会計におきましては、借入残高が年々減少する方向で推移してまいりましたが、令和元年度の東日本台風災害の復旧に関わる災害復旧事業債や災害時の情報伝達を担う移動系防災行政無線の整備などに係る緊急防災減災事業

債等の借入れに伴い、令和2年度末につきましては、残高が増加となったところでございます。

今後におきましては、新規の借入れについて、償還額の範囲内とすることを基本として、起債残高の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料や国の補助金などのほか、地方債を財源として整備を進めてきたことから、借入残高は増加傾向で推移してまいりましたが、今年度、住居地域の整備がおおむね完了することから、今後は借入額の減少に伴い起債残高につきましても減少していくものと見込んでいるところであります。

また、現段階での償還のピークといたしましては、一般会計につきましては令和5年度、下水道事業特別会計につきましては令和7年度と見込んでいるところであります。

地方債につきましては、健全な財政運営の維持と質の高い行政サービスを提供するための事業の実施とのバランスを考慮する中で、適切な活用に努め、持続的な行財政の運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

会計管理者（柳澤君） イ、令和3年度の進捗状況はのうち、町の歳計現金などの管理と保管など会計事務についてお答えをいたします。

町での会計事務は、現金や有価証券の出納や管理あるいは小切手の振出しなど公金の取扱いに携わることとなり、適正な事務執行が求められ、毎月例月の監査も実施されております。

ご質問の、まず、支払い事務に関する収支計画ですが、収入面では年次で大きな収入となる地方交付税などの交付の時期とその見込額を、また、町税などは納期ごとの収入見込みを把握することに努め、支出面においては、大口の支出となる100万円以上のものについて原則1か月前には担当課からの報告により支出予定額を把握して支払いがスムーズに行えるよう事務を進めております。

次に、公金振込みのコストカットですが、今年度も、上半期4月から9月期で支払件数は口座振込み、納付書払いなどで、延べ1万5千件ほどありますが、各債権者への支出はそれぞれが開設する金融機関口座への振込みが大部分を占めており、支払い依頼をデータで伝送することで、個々の振込み手数料はかからずに事務処理が行えているところでございます。

一方、一部の納付書払いは手数料のかかるものがありますので、これらを口座振込に変更するなどの働きかけを行い、経費節減を図っているところであります。

続いて、情報漏えいの防止ですが、支払手続では債権者やその振込口座、支出金額などの情報を取り扱うこととなりますが、これらの情報は町の基幹系業務端末の利用によっていることから外部からの侵入ができないシステムが構築されております。

また、データの伝送についても専用の回線を使用することで外部には情報が漏れないよう運用を行っているところでもあります。

続いて、現金等の保管についてですが、ご質問にもありましたとおり地方自治法にて現金及び

有価証券の保管の規定が、また、同法施行令では、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされております。

町では役場内に、会計室、総務課、企画政策課の課長等とそれらの課で財務に携わる係長・室長により構成する公金管理委員会を設置して、町の公金管理及び運用について、変化する金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金の安全かつ効率的な保管に努めているところであります。

これまで、現金等の保管につきましては、指定金融機関等への定期預金を基本とし、また、国が元本の償還と利息の支払いを保証する国債による運用も一部実施しておるところですが、近年の低金利のもとではその他の運用も検討する必要がございました。

こうした状況下、昨年、長野県が行う二酸化炭素排出量実質ゼロの達成のための事業や気候変動に起因した自然災害による被害の回避・軽減に向けた取り組みを進めるために長野県債、グリーンボンドが発行されることになりました。

グリーンボンドの使い道は、1つ目として、小水力発電所の設置といった再生可能エネルギー分野、2つ目、しなの鉄道の車両更新補助といったクリーン輸送分野、3つ目、県施設の設備等更新といったエネルギー効率分野、4つ目、交通インフラ、水害対策、土砂災害対策といった気候変動適用分野、5つ目として、森林環境保全のための林道整備といった生物自然資源等の環境持続型管理分野の5つが掲げられております。

県のこうした取り組みに寄与できること、また、定期預金と比較しても利率が高い運用が可能となっていることから、町におきましても、昨年令和2年度、そして本年度におきましても当該グリーンボンドを取得して運用を行っているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ロの令和4年度に向けてのうち、新工業団地造成事業の令和4年度の事業内容についてお答えいたします。

新工業団地造成事業につきましては、現在、テクノさかき工業団地の西側に約3.6ヘクタールの規模で拡張整備を進めており、造成地のほか、調整池・専用排水路などの附帯施設を含めて約7割の進捗率となっております。

また、併せて進めております町道A09号線道路改良工事につきましては、車道部の舗装路盤と歩道部の側溝が概ね完成し、約6割の進捗率となっております。

新工業団地及び町道A09号線ともに、今年度内の完成に向けて、順調に工事が進んでいるところでございます。

また、企業への分譲に関しましては、現在、公募条件を整理しておりますが、来年早々には公募を開始し、年度内に分譲予定企業の選定を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の令和4年度における事業内容でございますが、町工業立地審査委員会における分譲予

定企業の決定に基づき、土地売買契約など造成地分譲に係る手続を進めてまいります。

分譲先企業からの不動産売払収入と、町土地開発公社からの土地取得費について、特別会計による予算措置を行い、分譲先企業との土地売買に係る仮契約を締結し、直近の議会において本契約のご審議をお願いし、議決をいただいた後に引渡しという流れで進めてまいりたいと考えております。

また、新工業団地分譲への応募状況も踏まえる中で、新たな工業用地の必要性について検討するため、引き続き企業のニーズ調査なども行ってまいりたいと考えております。

工業団地整備につきましては、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、さらには町内への移住・定住化の促進にもつながることから、町の重点施策として今後も検討していくとともに、計画的に進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 第6次の長期総合計画がスタートしていますが、その要旨をまとめた概要版が欲しいところであります。令和2年の12月の第4回の定例会で私の町民への周知方法の一般質問に、「概要を広報さかきに掲載したり、ホームページを活用するとともに、主な公共施設に設置したい」という答弁がありました。

しかし、この町の10年先を見越した将来図を描き、それが町の指針となる計画でありますから、数ページぐらいにまとめて冊子にして、できれば町民皆さんに配布をしたらどうかと思うんですが、その辺のご案内についてお聞きをいたします。

それから、総合管理計画とランドデザインに基づき、公共施設個別施設計画もスタートがしております。公共施設の計画的な施設整備や維持管理の推進により財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりを実現するという、こういう計画であります。これも計画期間は10年であります。各施設の施設整備に係る実施計画の位置づけでもあるわけであります。

施設の整備手法は更新から譲渡の5段階ですが、注目は解体・撤去となる除却対象施設であります。除却に至った具体的な経過、内容についてお聞きをいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、第6次長期総合計画については、役場庁舎や図書館をはじめ町内の主な公共施設に計画書を用意するとともに、町のホームページにも全文を掲載し、ご覧をいただけるようにしてまいりました。

また、今年の広報さかき4月号に、これから10年間のまちづくりの指針や将来像、基本理念、6つの基本目標ごとの施策などを2ページにまとめた概要版を掲載し、広くお知らせをさせていただいたところでございます。

長期総合計画の各施策につきましては、6章34節74項目と非常に多岐にわたり、これら全てを数ページにまとめ冊子にすることは計画の内容が正確に伝わらなくなる可能性がございますので、概要については先ほど申し上げました広報で、詳細につきましては町内公共施設に配布し

た計画書や町ホームページでご確認をいただきたいと考えております。

続いて、公共施設個別施設計画に関するご質問でございますが、この計画は公共施設等総合管理計画及び公共施設ランドデザインの方針に沿い、令和12年度までにおける町内各施設の整備内容及び実施時期等を定めたものでございます。

計画策定の過程では、施設ごとに必要な改修やその優先度を検討する材料として対象とした全67施設それぞれについて建築年度、構造、劣化状況の調査結果などから見たハード面の評価と、施設の利用状況や重要性、有効性、特質性から見たソフト面の評価、2つの観点からの評価を行いました。

この評価と住民アンケートの結果、また施設を所管する役場の担当部署等で構成する検討会議の結果などを集約し、さらに議会をはじめ町内外の団体などからご参画いただいた計画策定委員の皆さんにご審議をいただく中で、施設ごとの整備計画を策定したものでございます。

計画の中では、老朽化が著しくハード面の評価は低いソフト面の重要度が高い、例えば文化センターのような施設については、早期に改修を実施し、継続して使用していくものとしておりますが、ハード評価、ソフト評価の双方が低いもの、老朽化が著しく、また社会変容により施設の需要が低下するなど現状利用供用されていない施設については、安全面の観点からも施設の解体撤去をする除却と決定したものでございます。

13番（塩野入君） 今年度は坂城町第6次長期総合計画とともに多くの計画が動き出しましたが、いつの間にかこの年度の終盤を迎える時期へと突入してきております。新しい工業団地造成事業など事務事業はそれなりに進んできているはずですが、いかんせん新型コロナ対策対応のインパクトが強く、かき消されてしまい、町民の行政への反応が薄く感じられます。

一刻も早いコロナ収束を望むところではありますが、コロナで中止、延期になった事業もたくさんあります。そうした各種の事務事業がこれからも本当に必要なのか習慣や惰性で動いてきていないかなどを見直す、よい機会でもあります。コロナに立ち向かうだけでなく、コロナを追い風にして、よりよい行政が進みますことを望み、次の質問に移ります。

2、上水道事業について。

和歌山市の紀の川にかかる水道橋の一部が崩壊し、大規模な断水を招いた事故がありました。老朽化が進む水道施設の維持管理は全国的な課題になってきております。一方で、県企業局と坂城町、長野市、千曲市、上田市の4市町による水道事業の統合の方向を含む水道事業広域連携に向けての研究も進んでいます。

こうした状況を背景に上水道の整備と水道事業広域化について、これから質問をいたします。

イ、上水道整備について。

坂城町への水道、上水道、いわゆる水道は、上田市諏訪形浄水場から導水管により千曲市左岸、村上地区を通り、坂城大橋に抱き合わせの2本の送水管により右岸、坂城、中之条、南条地区に

送水されています。かつては昭和橋がその役目を担っていましたが、今は坂城大橋に移行しています。

このような今の坂城大橋ルートが唯一の送水方法では、坂城大橋が災害などで崩壊すると、右岸、坂城、中之条、南条の全てが断水になり、和歌山市のような深刻な事態になってしまいます。町としては、そうした事態の対策、対応についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

令和2年度の坂城町への配水量は214万5千立米であります。これが左岸では網掛、村上配水池、右岸では坂城上流の南日名、御所沢、中之条、葛尾、入横尾に配水する坂城第1配水池と、坂城下流に配水の坂城第2配水池により送水されています。これらの配水池の貯水量の基準は12時間、最大18時間と想定され、この時間を超えると配水池の水が枯渇することになります。こうした時間的な側面からの断水対策を考えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

水道管は、鋳鉄、塩化ビニール、ポリエチレン管などが敷設されているようですが、強度があり耐震に効果があるのはポリエチレン管だそうです。地震が頻発している昨今、ポリエチレン管への交換を県企業局と一緒に進めていくことが大事ですが、お考えをお聞きをいたします。

ロ、水道事業広域化について。

厚生労働省による水道施設の最適配置計画の検討結果が示されたことにより、人口減少や施設・管路の老朽化、それに技術力の低下、専門人材の不足を背景に水道事業の広域化が進められつつあります。そこで初めに、水道広域化に向かった経緯をお聞きをいたします。

水道事業の広域化については、上田長野地域水道事業広域化研究会が立ち上がり研究を深めています。時間の関係もありますので、研究会の設置状況、いわゆる設置経過とそれから研究内容、これはかいつまんでご説明をいただけたらと思います。

7月12日に4市町長が水道事業の広域連携に向けた要望書を阿部知事に提出しました。坂城町は県水一本ですが、長野、上田、千曲の3市は、自前の水道事業があります。広域連携には水道事業の統合も含まれています。そうした中で町としての広域連携に対するお考えを伺います。

私は、隣家の葬儀と重なり参加できませんでしたが、11月17日には長野上田地域水道広域化シンポジウムが開催され、市町議会議員などに向けた講演や研究報告がされました。今、その資料を見るに、広域化への取り組みはかなり進みつつあるように思います。これがいつ頃までにまとまるのか、それから目標達成はいつ頃を予定しているのかお聞きをいたします。

建設課長（関君） 2、上水道事業について、（イ）上水道整備についてから順次お答えいたします。

県営水道事業につきましては、昭和37年12月に当時の厚生省の事業認可を得て、当町を含む現在のの上田市、千曲市、長野市の一部を広域的に対応する上水道事業として開始されました。

町内の上水道は、昭和40年から県営水道に移管され、町内のほぼ全域が県営水道からの給水

区域となっております。

ご質問の災害時の対策と対応についてでございますが、近年多発する地震災害等の状況を踏まえ、平成29年7月26日に長野市、上田市、千曲市、坂城町と県企業局との間で、災害時の応急活動の連携に関する協定を締結させていただきました。

協定の主な内容でございますが、関係市町と県企業局の情報共有に関する事、災害時の応急給水活動に関する事、応急給水活動において水を補給する施設の相互利用に関する事、広報活動の協力に関する事となっております。関係機関が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施する体制を構築する内容となっております。

情報共有としましては、町から避難所の開設状況、道路の被災状況等を連絡しまして、一方で県企業局からは、水道事業の被災状況、断水状況、復旧見通しの連絡を受けまして、住民の皆さんに必要な情報を防災行政無線、また、すぐメール、ケーブルテレビ等により、効果的に広報することとしておりまして、特に防災行政無線につきましては、町内各世帯に戸別受信機を配布しておりますので、町民の皆さんへの情報伝達の方法、また、節水の呼びかけ、情報提供に際して非常に有効な手段であると感じているところでございます。

また、応急給水活動では、協定にも位置づけられている上水道の応急給水拠点となる「安心の蛇口」が、町文化センター、今年になりまして坂城小学校、南条小学校に設置され利用ができるようになりました。

この「安心の蛇口」までの水道管は耐震化されておまして、災害時に周辺地域が断水となった際も、水道水が供給される安心の拠点として、中核避難所となる施設に設置を進めているものでございます。

今後、村上小学校へも整備される予定となっております。応急給水訓練などに活用して周知を図るとともに、断水発生時の応急給水拠点として活用していく予定となっております。

また、町としましては、災害時などの断水発生時により、県企業局、近隣市町村と連携して給水車を配置したり、水を補給する配水池、予備水源、「安心の蛇口」等の施設を相互利用して応急給水活動の調整を行い、迅速な応急給水を行ってまいりたいと考えております。

次に、貯水池に関するご質問にお答えさせていただきます。仮に貯水池への送水が断水した場合につきましては、ご質問のとおり、貯水池の貯水量は12時間から18時間で枯渇してしまうということが予測されているところでございます。その際は、いち早く住民の皆さんに情報提供しまして、節水の呼びかけをする中で、少しでも長く給水できるように対応してまいりたいと考えております。

しかし、抜本的には、広域的な対応が必要として、協定に基づき、被災していない他の配水池や事業者からの迅速な水の確保が可能になるよう連携することが重要でありますので、実践的な合同訓練を実施する中で、災害時の対応の強化・向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと

考えております。

なお、町では、災害時に対応するために飲料水として保存水の備蓄も行っております。備蓄の量につきましては、約1万1千リットルとなっております。有事の際には有効に活用してまいりたいと考えております。

県企業局では、長野県公営企業経営戦略に基づきまして、水道施設・設備の老朽化対策や耐震化を事業費の平準化に配慮しつつ計画的に進めております。施設・設備や管路については、厚生労働省が示す基準を参考に更新基準を定めて、長寿命化に取り組んでおります。

現在は耐久性・耐震性に優れた配水用ポリエチレン管、基幹管路につきましては、ダクタイル鋳鉄管を採用しまして、送水管等の基幹管路などをまず優先的に耐震化する施設・設備を定めて推進しているところでありまして、基幹管路の耐震適合率は、令和2年度末で県営水道全体で95.1%となっております。令和6年度までに100%とする目標となっております。

配水支管や給水管につきましても、安心・安全な水道水を安定して供給できるように、県企業局に対し引き続き施設・設備の経年による老朽化対策、耐震化の対応については情報共有など連絡を密にしまして、個々の状況を見る中で連携してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ロの水道事業の広域化についてお答えさせていただきます。

水道法では、「水道事業は、原則として市町村が経営するものとしまして、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする」となっております。

平成30年、水道法の一部が改正され、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面に対しまして、広域連携の推進を含む事業の基盤強化が打ち出されたところでございます。

平成31年には、総務省、厚生労働省において、各都道府県に対して持続可能な水道事業を確立するため、水道広域化推進プランを平成34年度、令和4年度までに策定するよう要請されたところでございます。

また、令和2年に当町を含む長野市、上田市、千曲市の水道事業の給水区域を対象としました厚生労働省事業により、水道施設の最適配置計画の検討が実施されまして、本年5月に検討結果が公表されました。それにより、水道施設の最適配置等を行うことで、50年間で整備事業費、維持管理費の合計で161億4,800万円の減になると試算が示されております。

これを受けまして、本年7月、当町を含む4関係市町の首長から県知事に対して、上田長野地域の水道事業について広域化に関する研究への支援の要望書を提出し、併せて、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置したところでございます。

研究会では、上田長野地域の水道事業の広域化に関する基本的事項、広域化に伴う課題に関する事項、その他広域化に関し必要な事項を所掌事項としまして、これまで計3回の研究会が開催

されました。ライフラインの根幹であります水に関するものでありますので、平時の住民への安心・安全かつ安定的な供給、また緊急時の迅速かつ確実な対応を可能とする体制づくり、そういったものを検討する上で、広域化は有効な手段ではないかと考えております。

これまでの研究会の検討経過報告では、広域化の形態につきまして、現段階では事業統合により進めることが最も大きなメリットを得られると考えられるとしております。財政シミュレーションを実施する中で、今後はその効果等の比較検討に取り組むこととしております。

なお、広域化研究会における広域化の方向性につきましては、現在のところ、来年3月の広域化の方向性報告（案）の取りまとめを目指しまして、研究を進めているところでございます。

広域化の方向性につきましては、選択する形態によりまして今後のスケジュールが大きく異ってまいります。国の支援も勘案しまして、地域の実情に合った適切な形になるよう研究を進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 網掛の村東常会の一部に水道管未設置の場所があるわけでありまして、そこに住む数世帯は井戸水を利用して、衛生上あまり芳しくないし、何よりも火災が起きれば消火ができません。応急措置として下流側からホースをつないで対応する方法はありますが、抜本的な整備がやっぱり必要になってくると思います。

今ここにバイパス建設の盛土工事が始まっています。工事が進み盛土がされると、そこへの配管が極めて困難になります。早急に消火栓の設置をされたいが、ご見解を伺います。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

ご質問いただきました網掛村東常会への消火栓設置につきましては、今年9月に網掛区より新設も含めた有事の際の水利確保に対するご相談をいただいたところでございます。村東常会近辺の消防水利の状況といたしましては、ご相談をいただいた地区から約150メートル離れた網掛団地内に消火栓が敷設されております。町では、そちらの消火栓を有効活用できるよう、消火栓周りの既設ホース4本を8本に増設し、当該する地区への延伸を可能といたしました。

また、坂城消防署への相談及び放水の圧力損失を勘案したソフトによる計算結果から、ご要望いただいた地区への放水活動には支障がないものと考えております。

この対策結果につきましては、網掛区へ内容をお伝えしてご理解をいただくとともに、この地区を管轄する第9分団に対しましても、有事の際の消火活動において適切に対応するよう周知、確認をしたところでございます。

消火栓の新設要望に対しましては、町では水道管が既に敷設されている場所への設置を基本としておりますが、ご相談をいただきました箇所は水道管が敷設されておらず、おおむね150メートルの水道管の延伸が必要となります。

水道管を延伸するためには、上水道の利用を希望されている皆様も含めた当該工事に対する費用負担を考慮した上で、公益性の面からも様々な検討が必要と考えております。

消防水利の確保という点においては、まずは既設の消火栓の活用や消防署が所有している水利がないところでも活躍できるタンク車の使用などにより、万が一の火災に対応してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 今の管の設置ですが、いろいろですね、状況の原因というのは、給水人口が減るとというのが一つの大きな原因になっているわけです。数か所の給水人口が増えるんですから、むしろ普通民間的に考えれば顧客が増えるんですから、そこへ投資をしても私はいいような気がするんですが、それがなかなか思うようにいかない。それはやっぱり行政の考え方といいますか、県水の考え方。

ですから、管を通して地域の皆さんがお金を払って、そしてそういうものをやると、そこへ水を流してあげますよと。ちょっといくらか違いがあるんじゃないかと、考え方の違いがあるんじゃないか。普通でしたら、人口が増えるんですから、やっぱりそこへ先行投資をしてというのは民間レベルでは考えることではないかというような気がするんですが、ここでいろいろ言ってもあれですが、その辺のところも大事じゃないかと私は思うところであります。

もう一つ質問いたします。

改正水道法が成立し、水道民営化による水道が外資に委ねることになりました。多国籍企業の支配により水質が不安定になったり水道料金が数倍になり、暮らしに大きな影響を及ぼしている国もあります。水道は町民の命に関わるものであり、水道民営化はすべきでないと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

広域連携に向かう発端の一つは、5月に4市町と県企業局をめぐっての施設を統廃合した場合の厚生労働省の試算の公表があります。試算では施設の統廃合などをした場合、2070年までに160億円余りの経費を削減できるというものであります。その試算に至った内容、概要をお聞きをしたいと思います。

以上です。

建設課長（関君） 再質問にお答えさせていただきます。

上田長野地域水道事業研究会の参加団体であります3市及び県企業局の水道事業体では既に一部の業務を民間企業に業務委託を行っておりまして、業務内容や委託範囲は共通している部分が多い状況でございます。

こうしたことから、民間に対し業務の一部を水道事業者間で共同委託を行うなど、広域連合の方法というのは一手法として、民間委託の共同化についても研究が必要な部分、検討が必要だとされる一方で、引き続き行政が企画統制部門を主体的に運営していくことが必要であるという考え方もございます。

今後災害発生時、こういったときに迅速に対応できる組織体制づくり、また地域の実情に合わせた上で持続可能な水道事業経営を実現するためにも、最も効果的で効率的な事業形態を決定し

ていく必要がございます。考えられる選択肢を整理しまして、議会や町民の皆さんへの説明や情報共有、情報提供を行う中で、意見交換を実施した上で頂いたご意見、そういったものを今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省より検討された結果の報告でございますが、上田から長野間の給水人口の推移が50年後の2070年には26.1%減少すると試算した上で、一日の有収水量も50年後は32.2%減少すると見通しております。

そうした上で、上田から長野までの所在する8浄水場、これを結果的に減少させて配水ルートを整備しまして整備をさせていただく中で、整備事業費約140億、維持管理費が約22億6千万の減になるという内容が示されたということでございます。

13番（塩野入君） 水は生き物、全ての命に関わるものです。人々にその水を供給しているのが水道です。その水道を町民の多くが県企業局による水道運営に頼っています。

長野県議会11月定例会では県内の公営水道事業について、人口減少により約50年後の水道事業の収入は約4割減るとの推計を明らかにするとともに、老朽化に伴う施設の更新、維持管理費用の見通しも示されました。そして22年度までには、水道広域化推進プランを作成するとしています。

本町は、県水一本化で、これまで水道に対する関心は薄い状況でしたが、これからは私達も水や水道への関わりを強めていかなければならないと、こう思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川さんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1、認知症の方や家族への支援について。

先日、11月初旬、認知症医療の第一人者で、2017年に自らも認知症になったことを公表した精神科医の長谷川和夫さんが92歳で亡くなりました。

長谷川氏は、1960年代の頃、当時まだ痴呆と言われている頃に研究を始め、認知症の診断の際に使われる認知機能検査「長谷川式簡易知能評価スケール」を公表いたしました。そして、痴呆という呼び方も2004年に国の検討会委員となり、認知症に変更する議論を先導いたしました。この第一人者の長谷川さんは、当事者になって分かったこととして、これほどよくなったり悪くなったりグラデーションがあるとは考えてもみなかった、一たび、認知症になったらもう終わりだと思わないでほしい、周囲も何もわからなくなった人間として置き去りにしないでは

しいと語り、晩年は安心して暮らせる町づくりが一番重要だと説いて全国を回られたそうです。

さて、国の研究班の推計によりますと認知症高齢者は現在600万人ほどで、2025年には65歳以上の5人に1人に当たる約700万人に増える見込みとされています。今、長寿社会を前に誰もがなり得る認知症、本人とそのケアに当たるご家族への支援はどうあるべきか考えてみたいと思います。

では、質問に入ります。

(イ) 現状と対応状況は。

1か月ほど前、町外に住む友人に久しぶりに会いました。近況を話しているうちに、ご主人が認知症になってしまい生活が一変してしまったこと、誰にも言えず、今は包括に相談をしながら状況に応じて対応している。初めはとても戸惑ったが、少しずつ状況が分かるようになって、早く相談してよかったと言っていました。そこで、当町の体制はどうでしょうか、その取り組み状況についてお聞きします。

1点目として、当町での相談窓口とその対応の流れはどうなっているのでしょうか。また、その中で特に多い相談の内容と、その対応はどのようにされているのでしょうか。

3点目として生活支援です。認知症の家族を抱えることで、生活は一変します。友人も言い出したら聞かない認知症のご主人をそのままにはできず、一緒に出かけたり対応に当たるそうですが、見守るために今までできたことができなくなります。また、1人暮らしの方が認知症になった場合も大変支援が必要となってまいります。この点についてお聞きします。

4点目として、一番大変なのは本人を支えるご家族です。もちろん相談支援は常に行っていたと思っていますが、精神的にも大変な家族への支援はどのように行っているのでしょうか。また、その中での課題はどのようなことが見えてきたのでしょうか、その点についてもお聞きします。

さて、認知症ケアパス一覧の中には、軽度からの支援体制として認知症初期集中支援チームがごございます。そこで5点目として、この内容と当町での取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

以上、5点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 認知症の方や家族への支援についてといたしまして、(イ) 現状と対応状況はについてのご質問にお答えをいたします。

まず、認知症に関する相談窓口についてでございますが、認知症を含めた高齢者に関する総合相談窓口として、地域包括支援センターが中心的な役割を担っております。また、社会福祉協議会内に設置しております在宅介護支援センターを窓口として相談につながる場合もございます。

相談をお受けした後の対応の流れといたしましては、相談内容にもよりますが、現状としましては、認知機能とともに心身機能の低下に関わる内容が多いことから、介護保険サービスの利用

を含めた対応となり、まずは要介護認定の申請を進めていく場合が多い状況でございます。また、それぞれの方のお話を聞く中で、状況に応じて専門医のいる医療機関への受診をお勧めする場合があります。その後、多くの場合は在宅生活の継続を目指すことを基本として、ご家族や地域との連携体制を整えつつ、介護保険サービス等の公的な支援の利用を考えていくようになります。

相談内容につきましては、先ほども申し上げたとおり、認知症のみの相談というケースはほとんどなく、心身機能の低下等複数の要因が絡んでいるため、対応方法はケースごとに異なりますが、その方の状況に応じて適切な医療や介護のサービスにつなげる等の支援をしております。

また、生活支援についても個々の状況が異なるため一律ではありませんが、ご本人やご家族の心身の状態や生活状況等を把握した上で、介護保険や医療サービスの利用以外にも、民生委員さんやご近所の方などと連携した地域での見守り等も含めて、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援内容を検討しているところであります。

併せまして、地域における認知症への理解を深め、見守り等の活動を広げていくために、商工会が主催するまちゼミへの参加とか町内企業への出前講座を行い啓発を図っているところでございます。

ご家族への支援や課題につきましても、個々それぞれではありますけれども、どの方にも共通する部分としては、認知症に関する問題はすぐに解決できない場合が多く、支援を受けながら共存していく必要があるケースがほとんどでございますので、ご家族の悩みを丁寧にお聞きしながら、認知症への理解を深め、適切な対応が取れるよう支援することを心がけているところであります。

次に、認知症初期集中支援チームの内容とその対応についてであります。認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成し、認知症支援の初期対応に当たることを主な目的とするものでございます。

認知症サポート医につきましては、認知症の方やその疑いのある方が、早期から地域の中で必要な医療や介護につながるができるよう案内役を担う医師のことで、国が定める所定の研修を修了することが必要となりますが、現在、町内には認知症サポート医がいないため、千曲市内の医療機関の医師と看護師に依頼し、地域包括支援センターの職員とチームを構成している状況でございます。

チームの活動対象となる認知症対応の初期段階とは、地域包括支援センター等への相談があった時点から、医療や介護等の専門機関につながって、今後の方向性が見えるまでの期間を指しております。

これまでのところ、認知症に関する相談を受け付けた場合、地域包括支援センターが町内のかかりつけ診療所や受診先の専門医と連携することで初期対応ができていく状況でございます。しかしながら、高齢化の進行により、今後、認知症への対応が増加することが予想される中であり

ますので、町内での連携体制を取れるよう、多くの医師に認知症サポート医となるための講習を受講していただくよう、引き続き働きかけることも必要と考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただ今、担当課長から町の現状、そしてまた、取り組みについて詳しくお答えをいただきました。その中で包括の皆様、そしてまた社会福祉協議会の在宅介護の皆様には多岐にわたって丁寧に対応していただいていること、これについては心から感謝を申し上げたいと思います。そして、今も初期集中支援チームの話がありましたが、本当にこの認知症というのは、ご家族にとっては大変な闘いだと思います。その初期の段階でのこの取り組み、これがその後のご家族の生活に大きく影響してくるものと思います。そういう意味では、今も町内では認知症専門のお医者様がいらっしゃらない状況だとお聞きしましたが、今後についてはぜひ町内で立ち上げていただきたいと思います。要望です。

それで一点、生活支援についてお聞きをしたいと思います。

冊子の中には、独り暮らしの皆様についてはGPSの設置、また、離れているご家族への水道メーターの取り組みなどいろいろ出ておりました。一つ、家族が認知症と確認してから、先ほどもありましたが、介護認定、ここに心身機能の低下に向けて認定を取る、それまでの間というのがなかなか支援、難しいと思います。そして、例えば夫が認知症になって見守りが必要な場合、家の中のことができなくなったり、また、やりたくても奥様が体力的にも大変厳しいと、また、逆に奥様が認知症になった場合でも、ご主人にとっては初めてのことで大変だと思います。老老介護となればなおのことだと思います。そういう中で、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、軽度生活支援がございまして。これはヘルパーさんが調理や掃除などをやったださる支援ですが、認知症のご主人を見る老老世帯の二人暮らしの場合は利用できないとお聞きしております、何らかの認定を取らなければ。また、介護保険認定を受けた場合、在宅の場合ですね、利用者に対する身体介護や生活援助はありますが、それ以外の手伝い、例えば家の周りの草取り、また片づけなど目に見えないところへの生活支援、これについてどのように町の方で対応されているでしょうか、その点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問でございます。

一人暮らし、老老世代、様々なケースがございまして。そういった生活支援の対応ということでございましてけれども、基本的に在宅での生活支援につきましては、個々の状況がありますので、一概には申し上げられませんが、基本的な事柄といたしましては、ご家族等の身内の方やご近所の方に担っていただける部分、そうした部分は可能な範囲でお願いをしてみたいというところがありますけれども、そこに介護保険サービス、あるいは高齢者福祉サービス等の公的なサービスを利用いただきながら支えていくようになるのだろうと考えております。

町でも一人暮らし等の高齢者の方々には、日々安心していただけるよう、今年度は緊急通報システム「あんしん電話」の更新もいたしました。また、配食サービスによる安否確認などの支援

を行っているほか、特に在宅介護支援センターでは、独居高齢者の場合ですと定期的な訪問、あるいは民生委員さんにも定期的な訪問、お声がけ。民生委員さんについては、一人暮らしに限らず、例えば老老世帯でも気になるお宅があればといった状況で、そんな声がけもしていただいているということをお聞きしてございますので、そういった見守りとともに周囲とのつながりが保てるように取り組んでいるというところでございます。

それとあと、軽度生活援助のお話がありましたけれども、現在、介護保険サービスが平成29年の4月からいわゆる総合事業という形の事業が、新たに町の方でも実施をしているところでございます。この中においては、今までのように介護認定調査をして、審査をして、介護認定を取るといった手続を省略した、いわゆる25項目の基本チェックリストと、こういったもので、迅速な対応サービスにつながる対応ができると、こういう部分も十分に今活用している状況、それにより、迅速なサービスの提供をしていくという状況が一つございます。

それと、例えば身の回りの草取りとか、そういったサービスにつきましては、場合によってはシルバー人材センターをご紹介したりとか、いろいろな社会資源を活用しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長の方からお話があったのは、事業者扱いのことだと思います。チェックリストをつけていただいているという内容だと思います。例えば、老老世帯の場合に、奥さんが認知症になって、旦那さんが家事をやって身の回りを全部やる、これは結構きついことだと思います。そうなった場合、ご本人をチェックリストでの状態で介護認定の手前で上げていただいて、それで支援をしていくということによろしいでしょうか。要するに、一番私が言いたいのは、目に見えないところに手が届いているかどうかということなんです。今、シルバーのお話もあったのですが、シルバーですと単発的な依頼ですよ、草を取っていただくとか、中にはきっと、ゴミをまとめてくださるということもあると思うのですが、私が関わったお宅では、やっぱり老老でゴミを出しに行くことができないということで、たまっていたということもありました。

そういう意味で、ひとつこれは提案ですけれども、前も私、申しましたが、千曲市では、有償で誰でも使える地域支えあい事業がございまして。これはボランティアさんが登録をして、そして有償になるわけですけれども、誰でもお願いができるという、そういうシステムがございまして。もちろん、そのチェックリストをやって、その上でというのもあるのですが、継続的な支援となりますと、今のようなボランティア制度を立ち上げたらどうかと思いますが、この点について一つお聞きしたいと思います。

それと、もう一点は家族への支援でございまして、様々な状況にもよってきますけれども、家族の面倒をずっと見ている方の心労は本当に計り知れないと思います。様々な状況が一日一日変わってくるわけです。そういう中で、オレンジノートの中にございました、この家族支援として、認知症の方と家族の会というものがあるとお聞きしました。これについて町ではどのように

今取り組んでいらっしゃるか、また、今後どのように取り組んでいくのか、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず最初に、生活支援のボランティア制度のようなことをどうかというご提案でございますけれども、これについては社会福祉協議会等と一緒に研究はしてまいりたいと考えております。

それと、先ほどの答弁の付け加えのような形になってしまいますけれども、例えば迅速なサービス提供ということで、基本チェックリストのお話をしましたけれども、これによりまして、事業対象者に該当されるという場合には、ヘルパーのサービスだけではなくて、通所サービスも使えるわけです。そうすると、例えば昼間、ご本人さんに通所していただいている間に休憩を取っていただいたり、あるいはできなかった家事をしていただいたり、こういうふうなことも可能ではないかと考えているところであります。こういったことを利用していただくと、一番はご自分だけで悩むのではなくて、例えば地域包括支援センターですとかが直接関わって、ケアプラン等のお手伝いをしていきますので、そういった中でその方にとって、またそのご家族にとって一番よいサービスの提供とか、そういったことを考えていけるのではないかと思いますので、ぜひ、議員さんも先ほどご質問の中でありましたけれども、早い段階でご相談をいただきたいなと、そんなこと思っているところでございます。

それと、認知症のご家族の介護の話がございました。現在、当町においては、こうした家族会のようなものについてはないという状況であります。近隣でいきますと、千曲市でこうした家族会があるということでございまして、こちら千曲市さんのほうに確認をいたしましたら、千曲市内で活動している家族会は1団体ということでございます。活動内容といたしましては、月に1回、会員同士のお茶飲み会を行い、情報交換等をしているということでもありますけれども、基本的には完全な自主的なグループということで、会の運営、あるいは活動について市からの補助等は受けていないということでございます。家族の会議については、これはあくまでも自主的なグループということでありますので、現状で町としてこうした会を設立するとか、そういったことは考えてはおりませんが、もし、自主的なグループとして立ち上げたい、あるいは立ち上げるといったお話があった際には、町としてもご相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長から本当に温かな取り組み、このようにした方がいいというような答弁をいただきました。本当に一番不安な時期、そういうときに、すぐに包括に飛んで行って相談をしてという、その初期段階での対応、これが大きなそこからの取り組みの違いにつながっていくと思います。今のように、お二人でいらっしゃる中でなかなか声を上げられないという方もいると思いますが、そのときに、今のようにしてしっかりと、またこれからも取り組みをお願いしたいと思います。

そしてまた、家族の会議については、私もちょっとお聞きしたのですけれど、本当につらいこと、いろいろあります。そういう中で、そこに行ったときに初めて情報を共有することで、自分でも悩んでいたことが一つ一つ解決できたということもお聞きしました。当町でも、たしか社会福祉協議会で集まっていたりということで、介護の皆さん、そういう方の情報交換会みたいなものを前はやっていたと思いますが、そういう形の中でも結構だと思いますが、介護をしている方が気持ちになるような取り組みを、千曲市の会の方へお声をかけていただくという形でもいいと思いますので、そんな形の中で、そういう悩んでいる方がぜひ安心するような取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2、町単補助事業について。

(イ) 工事箇所の決定と予算について。

この町単補助事業には、農道・農業用水路等土地改良施設の補修・改良工事と各区が実施する土木事業への支援の2通りがございます。今回お聞きするのは、土木事業の補助金についてです。

さて、この補助金、今年度も例年と同じ1千万円が計上されております。この補助金については今までに質問もありましたが、27区あるが、予算が1千万円では少ないのではないかということや、1つの箇所が何年もかかっているなど様々な声をお聞きしております。

そこでまず、1点目として、この事業の趣旨について確認と、申請箇所の工事完了までの流れについてお聞きします。そしてこの事業、令和2年度決算では23区、29か所の工事を行ったと報告がありました。そこで、この2年度の工事内容についてお聞きします。

まず、申請件数は25区から86件申請されていたと伺っております。そのうち事業として23区、29か所に決定をいたしました。2点目として、25区から23区を選定した理由と、また、86か所から29か所を選定した理由についてお聞きします。

3点目として、工事内容の内訳ですが、新規と継続の内容はどのようになっているでしょうか。また、継続の工事で最も古いもの、3か所の内容についてお聞きします。

4点目として、平成22年度から令和2年度までの事業の決算状況の内容についてお聞きします。

(ロ) として道路拡幅工事について。

私も今までに2件ほどこの拡幅工事に関わらせていただきました。それは昔からの生活道路で入り口が狭く、救急車が入っていけないとの悩みをお聞きし、当時の建設課の方に立ち会っていただき、両端のお宅をお願いをして土地を譲っていただくことができ、区長にお願いし、申請をする中で拡幅につながりました。そこで、この町道の拡幅工事について、その対応と手順についてまずお聞きいたします。また、完成までにかかる期間はおよそどのくらいでしょうか。場所にもよると思いますが、その点についてもお聞きし、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、吉川議員さんから2番目の質問としまして、町単補助事業についてのご質問がありました。具体的にたくさんご質問をいただきましたので、私からはご質問にありましたように、事業の趣旨を中心にお話し申し上げまして、詳細につきましては、各担当課長から答弁を申し上げます。

まず、町単補助事業の趣旨でございますけれども、事業開始当初は地元住民の皆さんが区域内の環境整備などを進めていただくために、町からの原材料等の支給を受け、自らの手でU字溝の設置やコンクリート舗装などを行ってきたものであります。時代とともに労務提供自体が難しくなってきたということから、現在では町が設計積算などの支援も行う中で、各区が事業主体となって工事を地元業者に発注し、工事費について町が補助を行うという形になっており、事業の優先度や箇所決定についても多くの意見を尊重し実施しているというところであります。人的、財政的に限りがある中で、町として主に取り組む主要道路や橋梁整備などの土木事業とは別に、地域の身の回りの整備については町単補助事業により支援をする形として分けさせていただいているというところであります。

町単補助事業につきましては、比較的小規模な水路などの維持補修や、幹線道路以外の幅員の狭い生活道路や農道などの舗装の新設、維持補修についてなど、多岐にわたる地元に着したきめ細やかに対応できる事業となっているところであります。

次に、町単補助事業に係る採択箇所の決定についてであります。翌年度分の町単補助事業の希望箇所の調査、申請を各区に依頼し、緊急性の高い箇所を二、三か所に絞った上で、優先順位をつけて申請していただいております。申請を受けた町は、各区から申請をいただいた箇所について、私どもと担当課による調整会議を開催し、緊急性や優先順位等について町内全域を見ながら調整を図り、地域バランスも考慮しながら採択箇所の決定を行っているところであります。

町単補助事業につきましては、地域の皆さんの要望など、地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として大変有効な事業であるとともに、町独自の事業として大変意義のあるものと考えております。町では、町単補助事業に加えまして、自治区が創意工夫を持って行い、地域独自の取り組みを支援する地域づくり活動支援事業も引き続き行う中で、住民との協働によるまちづくりを地域とともに推進してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 町単補助事業について、（イ）工事箇所の決定と予算について順次お答えいたします。

まず初めに、ご質問の町単補助事業の箇所決定までの流れでございますが、毎年、年末に翌年度の希望箇所の調査、申請を各区に依頼し、緊急性の高い箇所を二、三か所に絞り、優先順位をつけて、2月末を目安に申請をしていただいております。町としましては、各区からの申請に基づき、4月から5月にかけて区の役員の皆さんとともに現地の調査、確認を行い、工法等の相談をしながら、箇所決定の原案を作成してまいります。さらに、箇所決定の原案によりまして、理

事者と担当者によりまして、調整会議を開催し、箇所決定をしているところでございます。調整会議による箇所決定後は、現地測量を行いまして、作成した設計書により各区から工事を発注する流れとなっております。工事の完成後はその実績に基づき、各区から町に対し補助金の交付申請を行い、補助金交付後は工事等施工業者に対し支払いをしていただくという仕組みとなっております。

続いて、令和2年度の町単補助事業箇所決定に関するご質問でございますが、例年と同様に各区から提出のあった申請書の中で、施工優先順位に基づき、最終的に23区、29か所の箇所決定をさせていただきました。また、令和2年度分の申請25区、86か所の新規・継続の内訳でございますが、新規申請が37か所、継続申請が49か所となっております。

令和2年度施工箇所のうち、長期間、年度をまたいで申請いただき、今年も実施予定の継続事業の箇所について、古い順で、平成24年度、平成28年度、平成30年度から取り組んでいただいているもので、いずれも水路改良工事となっております。

なお、平成22年度から令和2年度までの年度別の決算内容及び決算額といたしましては、平成22年度、24区、24か所、1,399万3千円、23年度、25区、25か所、1,750万円、24年度、26区、26か所、1,200万円、25年度、22区、22か所、998万1千円、26年度、24区、24か所、1千万円、27年度、22区、22か所、同じく1千万円、平成28年度、24区、24か所、同じく1千万円、29年度、22区、22か所、同じく1千万円、平成30年度、24区、25か所、同じく1千万円、令和元年度、21区、24か所、同じく1千万円、令和2年度、23区、29か所、同じく1千万円となっております。

次に、(ロ)道路拡幅工事についてお答えいたします。

町単補助事業の申請の中には、生活道路の道路拡幅に伴う申請もありまして、その場合につきましては、町単補助事業申請と同時に地権者の皆さんから土地に関する拡幅についての同意書も添付してご提出いただいております。

ご質問の町単補助事業の道路拡幅工事の手順といたしましては、通常の場合、箇所決定後に土地の境界立会いを行い、道路用地となる土地の測量や地積測量図の作成、続いて契約や登記の手続を行った後に工事着手となります。

また、完成までの期間につきましては、工事の内容や施工延長規模の大小などにより様々でありまして、最短1年で完成する箇所から、工事規模によっては単年での施工は工程的にも難しく、複数年継続して行うケースも多くある状況でございます。

11番(吉川さん) ただ今、町長からこの町単の内容についてお聞きしました。最終的には、調整会議によって執行箇所を決めているということ伺いました。

では、2回目の質問をします。

ただいまの課長の答弁の中で、工事内容で特に多かったのが水路改良工事ということがよくわ

かりました。そして、今の報告の中で一番古く、長くかかってやっている工事について報告いただきましたが、水路工事でやはり24年からというものが一番古い物でした。これは今年度、令和3年度も継続となっておりますので、10年越しになっていると見ました。そこで各区、毎年、先ほどもお話がありました、2から3か所申請をしていただいております。そして、町では担当課と各区の役の方達はその箇所を全部、まあ80何か所回られて、その中から決定をしていただいているわけですね。

その中でちょっと一点、この10年越しになっている区があるわけですが、この10年間、この区は、ほかの要望箇所についての申請はどうだったのかということと、ほかにも挙がってきていたけれども、これは区が、こっちが優先と言ったので、この工事をやってきたということによるのでしょうか、その対応について一点お聞きします。

それと、先ほど、過去10年間の決算の状況をお聞きさせていただきました。一つ気になったのが、22年度は1,399万、23年度は山村町政が始まった年ではありますが、骨格予算だったということもありますけれど、1,750万、大幅に拡大しておりました。そして24年度が1,200万円、そして25年度から一気に1千万円に減額をされております。それから毎年度、1千万円でここまでやってきているわけですが、この1千万円に、今に至っているいろんな理由があると思いますけれども、この減額に至った経緯についてお聞きしたいと思います。2点についてお願いいたします。

建設課長（関君） 継続年数の長い箇所についての対応ということでございますが、まず申請をいただいた段階で申請箇所の現場を確認しまして、一番長かったところについてもそうなのですが、長期にわたる可能性があるといった予測については、現場確認をしたときに、参集していただいた役員さんにまずご理解をいただいております。工事内容が非常に大がかりだったものになりますので、単年で少しずつ水路改修をしていくということで、計画的に実施していくということをご理解した中で実施してきたという内容になっております。また、限りある予算の中でありますので、施工延長をできるだけ延ばせるように施工方法、そういったものはこちらのほうでも提案させていただいたり工夫しております。また、年度によっては各区から、先ほども答弁させていただきましたが、申請件数、工事箇所、事情がございまして、区からの申請数が違ったりとかしておりますので、そういったものを調整させていただきながら、1年でも早く竣工を迎えられるようにしてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度より、先ほども申しましたが、予算は1千万円と今年度で9年間、同額予算とさせていただいております。その時々には他の事業も含めた町全体の住民サービスを総合的に判断する中で予算編成してまいったものだと考えております。

11番（吉川さん） 今、10年間のお話を聞きました。現場を確認して、区の役員の人にご理解をいただく中で計画的に実施をしてきた。もちろん27区ございますので、その区だけ延長し

て、長い距離を1年でやるということは難しいかと思えます。

今、区からの申請箇所の状況を見ますと、約3割程度が実施をされているもので、中でも継続が毎年4割から5割を占めているということが実情であります。町単事業は先ほども町長のお話にもありましたけれど、ほかにはないすばらしい事業だと私も思いますが、この補助事業だから、今のように他の事業を含めて、総合的な判断の中で、1千万で来たという答弁でございましたが、区によっては、本当に中之条は特に30組合あるわけですが、まあその中で二、三か所に絞って上がってきているという実情であります。そういう意味では、私はもうちょっと1か所への予算を増額していただければ、短期間で1つの箇所の工事が終わっていく、その分、他の箇所の数を増やしていけるのではないかと思います。そういう意味で、ぜひこの1千万というこの補助事業の予算を、この辺でもう少しアップをしていただけないか、この点についてまずお聞きしたいと思えます。

建設課長（関君） 町単補助事業予算額、今後につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、引き続き区長さんをご相談させていただきながら、申請内容、現場の調査だとか、詳細の調査検討はさせていただきたいと思っておりますが、町全体の予算、それにつきましては総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 予算を決定する時期でございます。総合的な判断の中でというお話でしたが、町長、よろしくお願ひいたします。

本当に今、信州さかきふるさと寄附金、これも今かなりの勢いでいただいております。ぜひ、最後の5項目めのところで、自治体のいろんなところに使っていただきたいという内容もございます、そこが一番多いわけですが、その辺についてもまた今後、検討のうちに入れていただきたいと思えます。

先ほどもありましたが、もちろん町は区からの申請を受けて、優先順位も区のほうで決めているから、そのとおりにやっているのかもしれませんが、その影にはそのためにできないでいる事業もあると私は思っています。その辺をご理解いただきたいと思えます。

さて、（ロ）の道路拡幅工事ですが、先ほどの話でいきますと、早いものでは1年で、長いものでは3年以上もかかるという状況でございました。一点、お聞きしますが、この拡幅について、例えば拡幅する場所の地権者が事前に土地を町に寄附された場合の工事については、状況は変わってくると思いますが、その対応についてはどのようにされるでしょうか、お聞きいたします。

建設課長（関君） まず最初に、区内の環境整備のために、区のためにということで、道路拡幅を目的に土地を提供していただくこと、これは大変ありがたいことだと担当でも思っております。

地権者の皆さんが事前に土地をご寄附いただいた場合の対応でございますけれど、先ほどの手順としましてもほぼ同様の手順となっております。工事着手までの手順につきましては、土地境界の分筆のための測量、そして土地売買契約の代わりに寄附の申出書の提出をしていただいて

おります。続いて、分筆所有権移転登記後に工事着手となるという手順になっております。

なお、町単補助工事に起因する土地売買につきましては、町単補助事業とは別枠に予算を計上して契約させていただいております。土地売買契約にする場合とご寄附をいただいた場合、それにつきましては、手順としては工程的には変わりありませんので、町単補助工事業自身は区の意見を尊重して実施させていただいておりますので、それぞれ区の実情で優先順位を決めて対応しているというところでございます。

11番（吉川さん） 区のために土地を寄附する。今、2項道路といって4メートル道路にするために、家を建てるときにあえて下がって建てているお宅もでございます。そういう中で、これも道路の拡幅ということで、町道ですので、それを拡幅するにつけて、町単と同じやり方というのはどうかとひとつ思います。

長野市では、平成3年度から狭あい道路整備事業を開始し、身近な狭あい道路幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路を解消し、安全で安心して暮らせる道路環境づくりを進めてまいりました。人や車の通行だけでなく、日照や風通しといった住環境の改善や、消防救急活動の円滑など、重要な役割を担っている生活道路を市が一応、要綱をつくって整備をしてきたそうです。こう考えますと、町道の拡幅は区のものなのですが、町で私はやるべきじゃないかなと思うわけです。このように、今の長野市だけではなく、松本、県内でも各地域で同じようにこの整備事業を取り入れて、自治体が中心になって進めているという事業がございます。

町としても緊急性のある町道の拡幅について、区の取り組みの町単補助事業の狭い枠ではなくて、町の事業として別枠を設けて、生活道路整備事業として住みやすい町づくりへ対応することで、若者の移住や空き家対策にもつながってくると考えますが、この点についての見解をお聞きいたします。

建設課長（関君） 先ほど、狭あい道路拡幅整備事業の関係のお話がありました。今回の通告は町単補助事業ということでいただいておりますが、町単補助工事の内容につきましても、狭あいする道路の拡幅に関する部分も非常に多くありますので、関連するということもありますのでご答弁させていただきたいと思っております。

狭あい道路整備拡幅整備事業、これを各関係市町村、違う市町村で実施しているという事実は私も理解をしております。事業の実施の内容なんですけど、先ほども議員さんからお話がありましたとおり、消防救急活動、これが円滑に活動ができるようにするためには4メートルの道路が必要ということで、中心から2メートル後退したところについて市がそれぞれ買ったりだとか、対応していくということなのですが、後退した用地を買い取る方法というものもありますし、また、後退したところの道路の土地は寄附をしてください。その代わり、何かそこに支障物があった場合については市のほうで対応しますよと、いろいろな事業のそれぞれのパターンがあると思っております。そういったものについては、いろいろどういったものがあるのかということについては、

私どものほうでも研究していかなければいけないかなというふうに思っております。

建築基準法の中では、基本ベースとして、中心から2メートル後退しないと建物等の建築ができないというのが基本ベースにありますし、狭あい道路工事につきましては、どうしても1か所、1か所で対応しても、どうしてもその途中で狭いところがあると、結果的に、道路が通れないという形がありますので、そういったところにつきましても、私どももそれぞれの区のみなさんとご相談させていただいて、例えば沿線で、ここは今まで狭かったけれど、道路は拡幅できるように区のみなさんの中でも協力してきたということの状況だとか、そういったものも確認しながらそれぞれ区の事情も、そういった中で、区が、ここが一番最初にやってほしいという形になれば、当然、私どもも尊重して事業を対応していくという形になるかと思えます。

11番（吉川さん） 今、課長のほうから答弁をいただきました。この狭あい道路というか、本当に生活道路で、特にうちの町は坂の多い町であります。ですので、当たり前と思って通っている皆さん、当たり前と思ってその生活道路を通っておりますが、今後のことを考えますと、そういうところをまた町としてもどのぐらいあるのかというのを調べてみることも大事ではないかと思えます。ぜひ、今後の中で、この町道の拡幅については、町単補助事業という枠を抜けた中で検討できればいいなと思えます。

今後、18号バイパスが完成し、坂城インター線がつながってまいります。そうしたときに、若い世代が住みやすい住環境が求められてまいります。ぜひ、いいところは取り入れ、また、町道拡幅整備についても今後調査研究をする中で、今後頑張って考えていきたいと思えます。

自然豊かなこの町、先人の築いたものを大切に、そして誰もが住みやすい、安心だ、本当に助かった、また行ってみたい、そう感じられる町に1歩も2歩も近づくよう、共にこれからも努力してまいりたいと思えます。これでわたしの一般質問終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時32分～再開 午後 3時42分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、1、原油高騰に苦しむ住民等に支援を。

イの低所得家庭に温かい冬を。

1、母子・父子家庭、生活保護世帯、住民税非課税世帯などを対象に、福祉灯油として灯油代金の補助を。

今年に入って、原油価格が高騰、米国産標準油種（WTI）の先物価格は、10月末には約7年ぶりの高値となりました。市場に出る原油供給量が需要に追いつかないことが原因であると見て、アメリカや日本など消費国6か国が石油備蓄の放出を決定し、日本では11月24日に発表しましたが、日本は数日分、全世界では1日足らずというような放出量では、原油価格への影響は少ないとする専門家の見方もある一方で、新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の発生もあって、原産国側は様子見、現状維持の姿勢を見せているとあり、いまだに需給の当事者の対応にずれがあり、先行きは見通せません。

先ほどの先物価格も12月には値下がり傾向の推移となっていますけれども、この変動が一般の店頭価格に反映されるまでは時間差があり、国の調査では全国平均小売価格は11月でも下がってはいません。また、生活に直結している電気・ガス代も、料金制度によって、来年の1月から4月にかけて値上がりの可能性が指摘されていますので、ガソリン、灯油などが値下がりしたとしても、家計への影響はしばらく続くと思われまます。

当町でも、昨日はガソリンスタンドの店頭表示価格が、灯油が106円から109円、レギュラーガソリンが173円から175円。スタンドの方に伺っても、値下がり傾向であるという人もいれば、見通し不安という方も、両方の意見がありました。ただ、特に灯油高騰の消費者に対する影響については、お話をいただいた皆さん、とても心配されておりました。

原油放出以外の国の値下げ対策としては、12月中旬から来年の3月まで期間限定で石油元売り各社に補助金を出して、ガソリン、重油、軽油、灯油などの値下げを要請することを11月19日に決定しましたが、これも170円から僅か5円ということなので、もともと高いのであまり意味がありません。このように値下がりが見込みがはっきりしない情勢ですが、季節は確実に進んでいきます。

長期予報では暖冬とも言われていますけれども、暖房なしでの生活は全く考えられません。寒冷地の企業や公務員などには、燃料手当、寒冷地手当として冬季に係る費用の一部を補助することがあります。この考え方で北海道が行政の制度として福祉灯油制度を開始、その後は各自治体に引き継がれて、低所得世帯、心身障がい者のいる世帯、高齢者世帯、母子世帯などが対象となっていました。北海道で始まった制度ですが、北海道以外の寒冷な自治体でも独自の制度として実施しています。

日本共産党の11月の調査では、5千円から2万円の中で、対象となる世帯も様々でしたが、県内で77自治体のうち30を超える自治体を実施、または実施予定だそうです。議員経験者の先輩からは、当町でもかつて実施されたこともあると聞きましたので、答弁の中でこれについて説明いただければとも思います。

また、まだ本格的な寒さはこれからですが、変異株が心配されるコロナ禍が加わって、所得が減少しているところに、灯油代の値上げで暖房費をさらに節約しなければならなくなってしまう

世帯に温かい冬を届けて欲しいと思います。

また、11月12日、総務省は特別交付税として生活困窮者や事業者への自治体の独自の補助への支援を発表していますので、県に対しても支援実施の要請をしていただきながら、坂城町独自の福祉灯油の実施を要望しますが、町の考えはどうでしょうか。

続いて、ロの中小零細業者への支援を。

1、原材料費やガソリン代等の値上がりの影響を受け苦しんでいる中小零細業者への低利の融資の新設を。

福祉灯油の質問の中で、見通しのつかない現状と国の対策について説明をしましたがけれども、同様に事業者にとっても、コロナ禍に加え、石油製品全般の値上げによる経費の増大が大きな打撃となっています。町内事業者の方にお話を伺いましたが、仕事の経験年数が少ないほど燃料費などの上昇への対応に不安が大きいようです。創業の志をくじけさせることのないように手を差し伸べてほしいと思います。町では、コロナ禍での減収への補助など独自の支援策を行っていませんけれども、かつてない原油高騰の影響に対する支援についての考えはどうでしょうか。

以上、1の原油高騰に苦しむ住民等に支援についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1番目の質問としまして、原油高騰に苦しむ住民等に支援をということで、イ、ロのご質問をいただきました。順次、お話をしたいと思っております。

今もお話がありましたけれども、世界中で猛威を振るい、私達の社会生活に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、様々な対策に関わらず、ウイルスは幾度となく変異し、まだ終息が見通せない状況であります。こうした状況を打開するため、各国において新型コロナワクチンの接種が鋭意進められたことにより、活動に対する制限も徐々に緩和され、長らく停滞を余儀なくされていた世界の経済活動もようやく再開され始めましたが、これに伴い原油の需要が一気に高まりました。

一方、産油国においては一定の増産計画はあるものの、こうした需要に対応する追加増産の要請には消極的で、原油需給の逼迫感が強くなっていることに加え、価格が上昇している石炭や天然ガスの代替燃料としての原油需要の増加も後押しとなり、原油価格の高騰に拍車がかかっているという状況であります。こうした中、政府においては石油元売り会社への補助金や他国と協調しての国家備蓄石油の一部放出といった対策を打ち出しているものの、小売価格への反映には至っておらず、灯油価格についても高止まりが続いているという状況であります。

経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表している石油製品価格調査の給油所小売価格調査によると、本年11月29日時点の県内における灯油の店頭現金価格は、消費税込みで18リットル当たり1,942円、全国平均では1,952円となっており、1年前の昨年11月30日の価格と比較しますと、長野県では18リットル当たり503円、全国平均では531円値上がりし

ている状況で、灯油価格の高騰による家計への負担が大変懸念されているところであります。町としましても、こういう状況に鑑み、特に経済的に配慮を要するご家庭への一定の助成が必要と考え、既に制度の整備や必要な経費の積算等の検討を進め、本議会定例会の最終日に関連経費に係る追加の補正予算をお願いしたいと考えているところであります。

町ではこれまで、平成19年度の灯油価格高騰に際して、75歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯など、一定の要件に該当する世帯の負担軽減を図るため、暖房用灯油購入費の一部を助成する原油価格高騰等緊急対策事業を時限的に実施した経過がございます。この事業は、町内に住所を有する在宅の方で、75歳以上のみの高齢者世帯のほか、要介護度が4以上の認定者がいる世帯、身体障害者手帳2級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などの交付を受けている方がいる世帯、20歳未満の子を養育するひとり親世帯、生活保護法による生活扶助を受けている方が属する世帯のうち、いずれも住民税非課税世帯を対象に、緊急支援対策として申請により1世帯当たり5千円を支給したものであります。

原油価格につきましては、新型コロナウイルスの新たな変異であるオミクロン株の感染状況が及ぼす影響が見通せない面ではありますが、日増しに寒さが厳しくなり、家庭での暖房が欠かせない季節を迎えている中、経済的配慮を要する世帯への速やかな支援が必要になっております。こうした緊急性も考慮しまして、今回の助成事業は平成19年度事業を基本とした内容で実施することとし、速やかな助成金の支給につなげてまいりたいと考えているところであります。油の値段を一々見ているのではなくて、今議会最終日をお願いしたいと思っております。

次に、口の中小零細業者への支援についてお答えいたします。

中小零細企業者への低利融資制度につきましては、県の融資制度において経営健全化支援資金として、経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じ、最近3か月間の売上高または売上高経常利益率が、前年同期または前々年同期に比べ5%以上減少している場合に利用できる経営安定対策と、同じく最近3か月のうち、いずれか1か月の売上高または収益性が前年同月または前々年同月に比べ15%以上減少している場合に利用できる特別経営安定対策の資金が設けられています。原材料や原油などの急激な高騰にも対応できる資金として整備されており、どちらの資金の保証料も町からの保証料補給があり、さらにセーフティネット保証等の利用の場合は自己負担がないなど、企業等の負担軽減を図っております。

また、町の融資制度においても、直近3か月の原油または石油製品、もしくは原材料等の仕入価格が、直近決算または過去の3年いずれか同期に比べ10%以上増加し、かつ直近3か月の売上額に対する売上原価または販売費及び一般管理費の割合が、直近決算または過去3年のいずれか同期に比べて増加している場合に利用いただける経営安定特別資金を整備しております。この資金の保証料につきましても、町で通常分においては5分の4、セーフティネットの認定を受けた場合では全額補給することとしております。

新型コロナウイルス感染症に端を発して、原材料や原油の高騰などが発生しておりますが、その影響を受ける町内企業からの相談体制等を整えるとともに、現行の融資制度などについて周知を図ってまいりたいと考えております。また、この原油価格等の高止まりが続くようであれば、金融機関や商工会のほか、さかきテクノセンターなどの支援機関とも情報を共有し、状況を見極める中で、融資制度の拡充や新たな支援制度の創設など、スピード感を持って検討してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 町長からすばらしい回答をいただきました。ただ、前回の支援を参考にということで、前回は5千円でしたので、その金額についてはこれからも上げていただけるような方向で、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで一つですが、質問じゃないんですけど、先ほども言いましたように、規模が小さいほど打撃が大きいと、一旦、諦めちゃうと立ち上がりも大変だということで、ぜひいろんな制度があるということなので、町のほうに相談にどんどん来てくれと、そういうような理解でいいと思います。

続きまして、2の安心、安全な道路を。

（イ）の安心して通学できる道路を。

1、千葉県八街市の事故を受けて行われた緊急の合同安全点検で、危険箇所として各学校から上がってきている数と場所は。

2として、危険箇所の改善策として、ハード面、ソフト面、それぞれの数と対策はについてです。

11月19日の新聞の報道で、県は7月から9月にかけて全県で緊急点検をして、ハードとソフト面での対策を実施するとありました。坂城町では14か所とありました。この点検は、今年の6月に見通しのいい直線の道路で、幅約7メートル、通学路として利用していた児童が飲酒運転の犠牲になった千葉県八街市の事故を受けての点検でした。

事故の起こったこの学区では、5年前にも今回の事故現場から3キロメートルほど離れた地点で、登校していた児童の列にトラックが突っ込んで重傷を負わした事故があったそうです。どちらの事故現場にもガードレールはありませんでした。

5年前の事故の後、現場だけに20メートルのガードレールが設置されて、八街市は、通学路安全プログラムを見直して、2年に1回のペースで、市内に13ある小中学校から通学路の危険箇所を報告してもらって、学校やPTAなどが合同で点検し、対策を検討するとしたそうです。しかし、予算が限られていますので、ガードレールなどは設置されない、危険箇所の報告の数も各校3か所程度に絞られたそうです。

今年6月の事故の後の対応は、ガードレールの設置は最低限となりましたが、制限速度規制や、路面に部分的にハンプと呼ばれる若干の隆起施工を施すなど、とにかく車速を下げるための複数

の対策をしたそうです。これは当町でも今後の参考になる事例だと思います。坂城町では、毎年各校から2か所を基本として、現地調査で追加もあると以前も説明をいただきましたけれども、今回の緊急調査で上がってきた14か所の詳細と、それに対してどのようなハード・ソフト両面の対策がされるのでしょうか、説明をお願いいたします。

次に、口の産業道路A01号線の安全対策を。

1、文化センター付近に移設、新設された横断歩道の道路照明の見直しを。

町長をはじめ担当課の皆さんの長年にわたる警察・公安委員会との交渉の努力が実を結んで、新駐車場と文化センター体育館の最短距離に横断歩道が新設され、多くの利用者が安心して渡れるようになりました。同時に、文化橋の北側にあった横断歩道は南側に移設されました。法律で横断歩道間の間隔が最低100メートル必要だったためだそうです。

しかし、最近、日暮れが早くなって、暗くなって、この新設の横断歩道と移設された横断歩道付近に車で通りかかると、渡ろうとしている人が確認しにくい、運転手としてですが、ほかの横断歩道と比べてみると、横断歩道を照らす照明が大きな原因ではないかと考えました。照明はあるのですが、もともと街灯として立っていたものが使われており、明るさや照射範囲も適当ではないと思われます。事故防止のためにできるだけ早い対応を求めます。

2として、若草橋付近に横断歩道を。

拡幅工事が進んで若草橋付近は工事も完了し、これからはその南の大口入口からの先に工事区間が移っていきます。道路幅が広がり制限速度も30キロから50キロに上がってしまうと、抜け道としての利用も増え、産業道路のこの付近を渡る場合には、横断歩道がぜひ必要だと思います。文化センターでの新設時にも横断歩道間の間隔について説明を受けましたけれども、担当課の皆さんには大変なご苦労と思います。しかし、ぜひ歩行者の安全のため、警察や公安委員会との交渉を続けて設置を実現してほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

3として、トラックなど車高の高い車両にも配慮した高木の剪定を。

産業道路を車で通行していると、大型トラックが車線のセンターラインよりを通行している場面に何度か遭遇しました。危ないなと感じましたけれども、原因は背の高い街路樹の枝葉が道路を覆うように茂って、トラックがそれを避けて通行していたためでした。近隣自治体の道路で、道沿いの街路樹が道路の外側に曲がっているのを見たことがあります。できるだけ車道にはみ出さないように剪定をしていたのだと理解できました。

坂城町は工業の町であり、製品などを運ぶ運送業の皆さんにも大変お世話になっています。気持ちよく安全に走っていただけるように道路の利用状況に合わせた街路樹の剪定を考えてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、2の安心、安全な道路をについて、1回目の質問です。

教育文化課長（堀内君） 2、安心、安全な道路をのうち、（イ）の安心して通学できる道路をに

ついてお答えいたします。

町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関と連携体制を構築し、通学路交通安全プログラムを策定する中、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めているところであります。

通学路の安全についての不安や要望につきましては、毎年、各校のPTA校外指導部を中心に、各地区における危険箇所等を精査し、危険度の高い箇所から順位づけを行う中、町PTA連合会と校外指導部の連名で、危険箇所改善要望書として教育委員会にご提出いただいております。提出された要望箇所につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、道路・施設等管理者とともに合同点検を実施しているところであります。

今年度につきましては、千葉県八街市の事故があり、文部科学省から通学路における合同点検の実施依頼を受け、長野県交通安全運動推進本部での一斉合同点検として、各市町村の教育委員会が中心となり、通学路の危険箇所の合同点検を実施することとなりました。

点検を実施するにあたり、文部科学省から示された3つの観点として、1つ目、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2つ目として、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、3つ目として、保護者、見守り活動者、地域住民等から町への改善要望があった箇所などがあり、これらを踏まえ、各学校関係者において危険箇所等の抽出を行いました。

各学校から報告された具体的な危険箇所としましては、南条地区では、町横尾・谷川沿いの衣料品店付近交差点、南条小学校の北側・宇佐八幡宮上の産業道路交差点、新地・鼠橋通りから南条小学校に向かう町道の3か所、坂城地区では、四ツ屋・山王神社付近町道、旭ヶ丘・産業道路点滅信号交差点、田町・坂城高校西側商店付近交差点、田町・横町通り入口菓子店付近交差点、立町・日名沢川の大橋付近衣料品店前交差点、込山・坂城小学校校門付近交差点、そして、日名沢・小学校校門付近交差点から日名沢川への町道の7か所、村上地区では、月見区・住宅街交差点、上五明・中古車展示場東側町道、上平・町営住宅へ向かう町道、そして網掛・内科医院から月見区へ向かう町道の4か所となっており、この14の危険箇所について把握したところであります。

合同点検につきましては、町の通学路交通安全プログラムに基づき、各学校代表者とPTA、地元区の役員のほか、警察、関係機関及び教育委員会により実施し、直接現場にて危険性や要望などの説明を受ける中で状況の確認を行い、全箇所についても何らかの対策が必要との判断に至ったところがあります。

具体的には、ハード面では、交差点改良やカラー舗装、舗装の修繕などを要する箇所が13か所、ソフト面では、通学路変更を検討する箇所が1か所です。

道路管理者によるハード事業のうち7か所につきましては、今後計画を立てる中で順次整備を

進める必要があることから、整備が完了するまでの間の応急的な対策として、通学路であることや、徐行を促すなどの注意喚起を示すのぼり旗を設置するほか、4か所につきましては、地域ボランティアや学校職員による見守り活動を行うことといたしました。

見守り活動につきましては、地域ボランティアの皆様のご協力により、以前から実施している箇所に加え、学校職員による見守り活動についても定期的に行うよう取り組みを始めたほか、のぼり旗につきましては、合同点検後、速やかに必要箇所について設置したところであります。

今後につきましても、危険箇所等の把握に努め、対策実施箇所の有効性などの検証も行う中で、通学路の安全性の確保に努めるとともに、学校における交通安全教育の徹底も図ってまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 2、安心、安全な道路を、（イ）安心して通学できる道路をについての危険箇所のハード面の改善策についてから順次お答えいたします。

先程、教育文化課長より答弁がありましたが、建設課も道路管理者として9月末に通学路緊急合同点検を地元関係者の皆さんとともに実施いたしております。対策が必要とされる箇所14か所のうち13か所については、工事などのハード対策が必要となり、内訳としましては町道が12か所、県道が1か所となっております。町道12か所のハード対策の内訳といたしましては、交差点のカラー舗装化が6か所、路側帯グリーンベルト化が3か所、道路照明の設置が1か所、道路施設の修繕（舗装修繕）が1か所、交差点改良が1か所となっております。

これまでも毎年、町教育委員会より各小学校へ通学路の改善要望箇所の抽出を依頼し、抽出箇所について町及び町教育委員会をはじめ、警察、県及びPTAと合同点検を実施し対応をしてきたところでございます。改めて今回の対策が必要な14か所のうち、町道としてハード対策が必要な12か所につきましては、昨今の交通量の増加や大型車両通行の増加など様々な要因が考えられますが、今回の緊急合同点検を契機に、施工内容を十分に検証する中で、さらなる対策について計画的に実施し、安全な通学路となるようを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（ロ）産業道路A01号線の安全対策についてお答えいたします。

まず、町道A01号線産業道路の街路灯につきましては、夜間において道路を安全かつ円滑に車が走行でき、歩行者も安心して歩行できるように360度照らすことができるものとして道路の拡幅同時に設置してございまして、ご質問の文化センター周辺にも一定の間隔で互い違いに設置してございます。

また、体育館前の横断歩道につきましては、文化センター体育館が新型コロナの蔓延によりましてワクチンの集団接種会場となったことから、ワクチン接種される皆さんが体育館東側駐車場から安全に接種会場である体育館に横断できるよう、千曲警察署や地元区なども協議を重ね、急遽昨年補正予算において、町単独予算で設置したものでございます。今まで文化橋北側の交差点付近に設置していた横断歩道を文化橋南側へ移設し、文化センター体育館前に1か所の横断

歩道を新設したところでございます。特に地元区長さんをはじめ、周辺地域の皆様のご協力をいただけたからこそできた措置でありますので、改めてお礼申し上げたいと思います。

横断歩道の設置につきましては、現地において千曲警察署交通課の指導の下、横断歩道の位置や幅、標示看板やダイヤモンドの移設、新設、また街路灯、点字ブロック、樹木の伐採も含めた道路附属物等の移設も実施し、併せて植樹帯を縮小し舗装も施したところでございます。

ご質問の横断歩道の照明につきましては、先ほども答弁いたしました。文化センター周辺には既に一定間隔で街路灯は設置されている状況でございます。そのため、新たな照明の設置につきましては、周辺の照明灯のバランスなども考慮する中で、ほかに横断歩道を照らす方法などはないかなども含めて、最善かつ有効な照明となるよう判断し、対応について検討していく必要があると考えております。

次に、若草橋付近への横断歩道設置についてでございますが、酒玉工区の道路拡幅に伴い、若草橋北側の交差点につきましては、県公安委員会に横断歩道を含めた交差点協議を実施しております。以前より設置されていた若草橋北側の産業道路と並行する横断歩道については再設置が認められた状況でございますが、産業道路を横断する東西への横断歩道設置につきましては、現存する横断歩道との距離が近いという理由から、道路改良時には新たな横断歩道を設置することには至らなかった状況でございます。

町としましては、文化センター周辺同様に、横断歩道、区画線設置時には千曲警察署交通課立会い及び指導をいただく中で、横断歩道、路面標示、区画線、巻き込み防止ポール、カラー舗装などを施工しまして、できる限り安全対策も実施しているところでございます。

今後につきましても、産業道路全体を見る中で、引き続き千曲警察署と協議を重ね、より安心、安全な道路を目指し、道路改良を進めてまいりたいと考えております。

次に、車高の高い車両に配慮した高木の剪定についてでございますが、町では産業道路や逆木通りなど、総幅員16メートルで道路改良を行い、両側歩道には、歩車道の明確な分離や良好な道路交通環境の整備、または沿道における良好な環境の確保を図ることを目的として植樹帯を設けておりまして、歩行者やドライバーにとってコンクリートやアスファルトなど人工構造物以外の道路空間で、その時々季節など自然に触れ合えるように整備を進めてまいったものでございます。

街路樹として高木が植栽されている箇所としましては、逆木通りが当町として最初の都市計画道路としての整備であったため、早春にはほかの木々に先駆けて花を咲かせるコブシを、次に整備を行った鼠橋通りには、秋には鮮やかな紅葉で通行する皆さんを楽しませてくれるトウカエデ、文化センターから坂城消防署の間は、文化・福祉施設が集約しているために、夏の厳しい日差しから歩行者を保護することができるエンジュを植樹しており、いずれも比較的丈夫で、横に広がらない樹木となっております。 毎年の管理としましては、例年12月から3月の間に、樹形を

整えるために剪定を実施しております。ご案内のように、特に産業道路はトラックなど車高の高い車両の通行も多いために、以前から街路樹の成長、特に車道側については樹形を保ちつつ視認性を考慮した中で強めに剪定を実施してまいったところでございます。

今後も車道側につきましては、より視認性や通行する車両の高さなども考慮する中で剪定してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） お答えいただきました。数点、再質問させていただきます。

まずは、その14か所の詳細についての町民への周知ということで、今もホームページに毎年載っているのですが、これも載せていただけるということでよろしいでしょうか。

それと次は、この点検のときに3つ文科省のほうからここを重点的にということで改善要望のあった場所、スピードが出やすい場所、ヒヤリハットがあった場所というようなことがあって指示されたそうなのですが、これについては今までの坂城町での合同点検との違いというのはあったのでしょうか。

それと最後に、具体的に、その改善の場所、これはどこから手をつけるのかということも教えていただきたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず、点検結果につきまして、ホームページで今後公表していくかどうかにつきましては、取りまとめ終わったところで公表してまいりたいと考えております。

また、今回の点検につきまして、今まで町が行っていた点検と何か内容が違っていたのかどうかにつきましては、文部科学省から示された3つの観点を基に、まず学校において危険箇所の抽出を行いました。

点検の内容といたしましては、これまでの合同点検と同様、通学路交通安全プログラムに基づきまして、学校及び地元関係者、警察、道路管理者、そして教育委員会により実施いたしまして状況の確認を行ったところでございます。

建設課長（関君） 先ほど答弁させていただきましたが、町が関係する13か所のうち、学校側で通学路の変更については、学校側と協議していく中で通学路の変更については進めていくことになろうかと存じます。

また、その他の当面の対策としまして、先程、教育文化課長からもありましたが、注意喚起であるのぼり旗の設置、地域ボランティアの皆さんによる見守り活動をしていただくこととなりますが、12か所のうち3か所につきましては、防犯灯の設置を行ったほか、現在、事業実施中である道路改良工事によって安全が確保されるということになりますので、そちらの方の対応をしてまいりたいと思います。

残りの9か所でございますけれど、合同点検実施の際に学校側より提案された工事内容は、カラー舗装化とグリーンベルトの設置となっております。カラー舗装につきましては、交差点に色

塗りをすることで、ドライバーさんにここには交差点があるという認識をしていただくことが主な効果かなと考える一方で、グリーンベルトというのは、ドライバーさんにとって、ここは通学路があるよという認識と、児童生徒にとっても視覚的にこの場所で登下校するのだということが認識できるという効果があるかと存じております。グリーンベルトの設置につきましては、例えば原材料を支給してPTAの皆さんに相談する中で実施していただくという手法もございますので、各学校とも相談してまいりたいと考えております。

繰り返しの答弁になりますが、提案された工事内容の効果、工事内容、そういったものを検証する中で計画的に実施できればというふうに考えております。

7番（玉川君） 答弁いただきました。

八街の事故の一番の原因は飲酒運転、飲酒さえしなければ貴い命は奪われませんでした。飲酒運転での死亡事故発生は飲酒しない事故に比べて7.9倍という統計もありました。刑罰の厳格化などの法改正で発生数は少しずつ減ってはいますけれども、飲酒運転の撲滅を目指して警察と連携して家庭、職場、地域、一体となつてのより一層の取り組みが必要です。

対応についての答弁からは、今、行政のできる最善を尽くされていることがよく分かりました。子ども達の命がかかっています。住民やPTAの皆さんなどにもご協力をいただきながら、少しでも早く対応ができるよう、完了するよう希望して質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

（散会 午後 4時26分）